

四 砥上盤(ホーニング盤)作業が出来ルコト

五 普通工具ノ研磨が出来ルコト

六 マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

ボール盤工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業が出来ルコト

\*二 數種類ノボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト

三 ボール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見が出来ルコト

四 工數見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取が出来ルコト

\*二 擔當スルボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト

三 タツプ下孔ヲアケルコトが出来ルコト

四 錐ノ研磨が出来ルコト

五 高級工具、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテ居ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

平削工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業が出来ルコト

\*二 數種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出来ルコト

三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見が出来ルコト

四 大型平削盤ニツイテ取附及加工段取が出来ルコト

五 工數見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取が出来ルコト

\*二 擔當スル平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出来ルコト

三 使用双物ノ研磨が出来ルコト

四 高級双物、精密測定器具類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

形削工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
- \*二 形削盤又ハ堅削盤ノ數種類ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 形削盤又ハ堅削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
- 四 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
- \*二 擔當スル形削盤又ハ堅削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト
- 四 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

フライスエ

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
- \*二 堅型及横型ヲ含メテ三種以上ノフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
- 四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百

分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部

分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

六 割出臺(インデックス)作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他ノ一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
- \*二 擔當スルフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)適用シタ部
- 分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト
- 四 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

切工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
- \*二 二種以上ノ齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

- 三 齒切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
- 四 工數見積ガ出來ルコト
- 五 與ヘラレタ齒切作業ノ計算表ヲ理解シ且其ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トス合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
  - \*二 擔當スル齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
  - 三 シングルカッタヲ用ヒテ齒切加工ガ出來ルコト
  - 四 高級双物、マイクローメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

工具仕上工

- 〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 圖面ニ依リ現圖引ガ出來ルコト
  - 三 加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ應ジテ工具ノ材質ヲ選定シ且形狀ノ考案ガ出來ルコト
  - 四 圖面ヲ見テ必要ナゲージ、ジク又ハ仕上工具ノ考案ガ出來ルコト

- 五 加工材料ノ形狀、性質及プレスノ種類ニ應ジテ適當ナ金型ノ考案ガ出來ルコト
- 六 現圖ニ依リゲージノ製作ガ出來ルコト
- 七 工數見積ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 簡易ナ圖面ガヨメルコト
  - 二 特定機械ニ使フ工具金型等ノ製作ガ出來ルコト
  - 三 簡單ナ心出及野書ガ出來ルコト
  - 四 細目鑢ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
  - 五 指圖ヲ受ケテゲージ並双物類ノ製作ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

仕上工

- 〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
  - \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト
  - 三 各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
  - 四 工數見積ガ出來ルコト

五 バランシング作業が出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

\*二 普通ノ摺合作業が出来ルコト

三 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト

四 タガネノ使用ガ完全ニ出来ルコト

五 鐵及普通合金ノ性質ヲ略知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

電機組立工

〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

\*二 各種電氣機械器具ノ使用法ヲ知ツテキルコト

三 複雑ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

四 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出来ルコト

五 各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良が出来ルコト

六 工數見積が出来ルコト

(一五四五)

〔二級〕 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

\*一 擔當スル範圍ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

\*二 簡單ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

電氣通信機組立工

〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

二 複雑ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

三 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出来ルコト

四 工數見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

\*一 擔當スル範圍ノ電氣通信用機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

\*二 簡單ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

精密組立工

〔一級〕 一般精密機械器具ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇ト

スル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
- 二 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
- 三 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト
- 四 機械ニ缺陷ガアル場合其ノ調整スベキ要點ノ指摘ガ出來ルコト
- 五 工數見積ガ出來ルコト

光學機械ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 複雑ナ圖面ガヨメ又ハガラス部品ノ清拭作業ガ完全ニ出來ルコト
- 二 各種光學機械ニ對スル調整段取ガ出來ルコト
- 三 精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選擇ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト
- 四 焦點ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出來ルコト
- 五 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
- \*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

- 三 タガネ及鑢ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
- 四 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
- 五 特定ノ機械ニツイテ其ノ調整ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

機械組立工

〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
- \*二 機械器具ノ組立及調整ガ出來ルコト
- 三 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト
- 四 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト
- 五 大型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト
- 六 軸中心線ノ調整ガ出來ルコト
- 七 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
- \*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

第二十一條關係

- 三 タガネ及鋸ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
  - 四 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
  - 五 小型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト
  - 六 大型機械ニツイテ部分的補正及修理ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

航空機組立工

- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 作業段取及工數見積ガ出來ルコト
  - 三 機體全體ノ調整ニ熟練シテキルコト
  - 四 發動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト
  - 五 操縱裝置ノ調整ニ熟練シテキルコト
  - 六 取附計器ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
  - \*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

(一五四九)

- 三 普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
  - 四 板金作業ガ出來ルコト
  - 五 各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

自動車工

- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
  - \*二 自動車全體ノ構造及機構ヲ理解シテキルコト
  - 三 工數見積ガ出來ルコト
  - 四 自動車發動機ノ調整ニ熟練シテキルコト
  - 五 自動車各部分ノ摺合及調整ガ出來ルコト
  - 六 自動車運轉者免許證ヲモツテキル者ト同等以上ノ運轉技能ヲモツテキルコト
  - 七 各種自動車ノ車室艤裝ガ完全ニ出來ルコト
  - 八 各種艤裝材料ノ品質ノ識別ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

- 二 自動車各部分ノ構造及機能ヲ略知ツテキルコト
  - 三 自動車ノ特別部分ノ分解及調整ガ出來ルコト
  - 四 車室ノ特定箇所ノ艤裝ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

艤 裝 工

- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 關聯スル各種ノ圖面ガヨメルコト
  - \*二 擔當スル範圍ニツイテ各種裝置ノ關係ヲ知ツテキルコト
  - 三 工數見積ガ出來ルコト
  - 四 擔當スル範圍ニツイテ作業進捗程度ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト
  - 五 軸系中心調及据附ノ指揮ガ出來ルコト
  - 六 主機械又ハ補機械ノ据附、運轉及調整ノ指揮ガ出來ルコト
  - 七 擔當スル範圍ニツイテ造船艤裝ニ必要ナ現圖展開ガ出來ルコト
  - 八 數種類ノ兵器ニツイテ完全ナ据附ガ出來ルコト
  - 九 艦船内ノ電氣器具ノ据附及調整ガ出來ルコト
  - 一〇 艦船内ノ各種電氣機械ノ結線及運轉ガ出來ルコト

(一五五〇)

(一五六一)

- 〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 擔當スル範圍ノ艤裝ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
  - 二 擔當スル範圍ノ艤裝ノ段取ガ出來ルコト
  - 三 補機械ノ運轉及調整ガ出來ルコト
  - 四 各種管裝置ノ締附ガ出來ルコト
  - 五 擔當スル兵器ノ据附ガ出來ルコト
  - 六 艦船内ノ電路敷設及電氣器具ノ結線ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

巻 線 工

- 〔二級〕 コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 複雑ナ仕様書ガワカルコト
  - \*二 計器ニ依リ銅線ノ太サ、被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出來ルコト
  - 三 コイルノ用途ニ精通シテキルコト
  - 四 巻型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
- コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以

上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 電氣的知識ガアリコイル巻及絶縁工程ノ一般ニツイテ理解シテキルコト
  - \*二 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
  - 三 工數見積ガ出來ルコト
  - 四 計器ニ依リ接續ノ良否、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト
  - 五 コイルノ接合用材料ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
  - 六 巻線用銅材料ノ加工工程ニ精通シテキルコト
  - 七 製品ノワニス處理及乾燥ガ出來ルコト
  - 八 廻轉子ノバランシング作業ガ出來ルコト
  - 九 コイル及絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト
  - 一〇 絶縁物及ワニスノ性質ヲ理解シテキルコト
- 〔二級〕 コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計  
二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 仕様書ガワカルコト
  - 二 銅線ノ被覆ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
  - 三 銅線ノ接合ニツイテ知識ガアリ且接合ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
- \*二 コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 三 鐵心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 四 コイルノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 五 廻轉子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 六 絶縁物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

絶縁工

- 〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- \*一 複雑ナ仕様書ガワカルコト
  - \*二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト
  - 三 計器ニ依リワニスノ比重、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト
  - 四 各種絶縁物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出來ルコト
  - 五 各種絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト



六 各種絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト  
七 ワニスノ處理及乾燥ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 仕様書ガワカルコト

二 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ取扱ガ出來ルコト

三 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

四 擔當スル範圍ノ絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

目 盛 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ決定ガ出來ルコト

二 機械的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

三 化學的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

四 手作業ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

〔二級〕 機械的、化學的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 精密度ノ低イ計器ニツイテ指圖ヲ受ケズニ目盛ガ出來ルコト

二 割出方法、使用工具等ニツイテ指圖ヲ受ケ精密目盛ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

合 板 工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 原板作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

二 膠着作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

三 仕上作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

四 乾燥作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

五 選別作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

木 型 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

\*二 鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

三 現圖引ガ出來且木取ガ出來ルコト

四 圖面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來且工數見積ガ出來ルコト

五 現場合セ木型ノ製作ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

\*二 圖面又ハ現圖ニ依リ普通木型ノ製作ガ出來ルコト

三 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

四 木材ノ歪ノ方向ヲ考ヘテ木型ノ製作ガ出來ルコト

五 簡單ナ機械部分品ノ見取圖及スケッチガ出來ルコト

六 船尾軸管リグナムバイタ作業ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 木型ノ塗裝ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

木 工

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 圖面ガヨメルコト

二 工數見積ガ出來ルコト

三 簡單ナモノノ設計ガ出來ルコト

四 木材ノ性質ヲ判斷シ木取及墨附ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

\*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ現圖ガカケルコト

三 圖面又ハ現圖ニ依リ墨附ガ出來ルコト

四 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

五 普通取扱フ木材ニツイテ其ノ材質ノ判定ガ出來且其ノ用途ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

光學ガラス工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 中央プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

二 五角プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

三 距離プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

五 屋根形プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

- 七 特殊對物レンズ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 八 六〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 九 大型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 一〇 精密ナ角度ヲ要スルプリズムノバルサム作業ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 直徑三〇耗以上ノ普通對物レンズ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 二 三〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 四 小型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
- 六 プリズム及精度ノ高イレンズノバルサム作業ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

有線電信通信士

〔一級〕 音響通信デ一分間八五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者

〔二級〕 音響通信デ一分間七五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

製圖手

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 條件ヲ與ヘラレテ簡單ナ設計ガ出來ルコト
- 二 複雑ナ製圖ガ出來ルコト
- 三 見取圖ガカケルコト
- 四 精密ナ圖面ノトレースガ明確ニ出來ルコト
- 〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 寫圖ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

起重機運轉士

〔一級〕 次ノ事項中\*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- \*一 起重機ノ運轉ガ完全ニ出來ルコト
- 二 起重機ノ構造ヲ知ツテキルコト
- 三 起重機ノ故障ノ原因ヲ知り且其ノ修繕及調整方法ノ判斷ガ出來ルコト
- 四 取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判斷ガ出來ルコト
- 五 揚重用補助用具ノ使ヒ方ヲ知ツテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

メツキ工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 メツキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出來ルコト
- 二 擔當スルメツキ原液ノ作り方ヲ知ツテキルコト
- 三 熱式メツキニツイテ材料熔融爐ノ溫度ノ調節ガ出來ルコト
- 四 指圖ヲ受ケズニ電氣熱式又ハ乾式ノメツキガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) メツキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

塗裝工

〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 普通ニ用ヒル數種類ノ塗料ニツイテ其ノ性質、用途及色合ヲ知ツテキルコト
- 二 材料ノ配合方法ヲ知ツテキルコト
- 三 手塗、吹附又ハ燒附ニ熟練シテキルコト
- 四 各種塗裝用工具ノ使用ニ熟練シテキルコト
- 五 工數見積ガ出來ルコト

(1560)

(1561)

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 下塗ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

潜水夫

〔二級〕 海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且四〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔二級〕 海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

### 國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被

#### 用者ノ特例ニ關スル件

昭和十四年二月十八日  
 閣令第一號  
 大藏省 陸軍省 海軍省 逓信省 鐵道省 厚省

改正 昭和十五年十一月二十九日共同省令第一號、昭和十六年二月第一號、昭和十六年六月十八日第二號

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條ノ要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳(以上指定官廳ト稱ス)ニ使用セラル、モノ(以下官廳被用者ト稱ス)ハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告(以下一般申告ト稱ス)ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第二條 官廳被用者ノ申告ハ當該指定官廳ヲ經由シ當該指定官廳所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ、但シ指定官廳所屬ノ支所、支局 分工場其ノ他之ニ準ズルモノ(以下支所ト稱ス)ニ勤務スル官廳被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

(追七) 一九二

(一五六)

(追七) 一九三

通信官署ノ官廳被用者ニシテ電氣通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又ハ通信電機工ニ從事シ又ハ從事シタルモノノ申告ハ所轄逓信局ヲ經由シ當該逓信局所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 指定官廳又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項並ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ

第四條 官廳被用者ノ職業能力申告手帳ハ令第四條第二項又ハ同第六條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官廳被用者トナリタルトキハ遲滯ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ保管ニ係ル當該職業能力申告手帳ニ使用ヲ罷メタル旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ要申告者ガ仍官廳被用者ナルトキハ新ニ其ノ者ヲ使用スル指定官廳又ハ其ノ支所ニ移管シ官廳被用者タラザルトキハ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第五條 官廳被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ令第四條第一項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ通知スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ旨所轄國民職業指導所長ニ通知

第二十一條 附則

一一九

スベシ

第六條 本令ハ臨時ニ使用セラル、官廳被用者ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ但シ三十日ヲ超エテ使用引續キセラル、ニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラル、者
- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラル、者
- 三 日日雇入レ使用セラル、者

第七條 國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ付昭和十六年勅令第七百五號第七條又ハ第九條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル異動ノ通知又ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第八條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第十一條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル死亡ノ通知アリタルモノト看做ス

第八條 第三條ノ規定ハ國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(追七) 一九四

(一五六四)

(一五六五)

(追八) 六一二

### 國民職業能力申告令第二條第一號ノ指定職業

(昭和十四年一月十八日  
厚生省告示第五號)

改正 昭和十五年十一月十三日第三百五十四號 昭和十六年七月十四日第三百號

- 一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
鑛山技術者
- 二 金屬ノ製練、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
冶金技術者
- 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發電電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
電氣技術者
- 四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
電氣通信技術者
- 五 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又  
機械技術者

第二十一條關係

一三一

ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

航空機技術者

七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

造船技術者

八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

化學技術者

九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

窯業技術者

一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

木工技術者

一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、墜道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

土木技術者

一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

建築技術者

一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

氣象技術者

(追八) 六二二

(一五六)

(一五七)

ニ從事スルヲ業トスルモノ

一四 航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ

航空機搭乗員

一五 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

金屬試驗工

實驗工

一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一七 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

機械検査工

一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

レンズ検査工

一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

試運轉工

二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

分析工

二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

採炭夫

第二十一條關係

- 二二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亜炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二四 炭坑又ハ亜炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二五 鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
- 二六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム)
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三一 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ

(一五六)

- 從事スルヲ業トスルモノ
- 三三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三五 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三六、鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及又物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三八 金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三九 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四一 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

第二十一條關係



- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ焼切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモ
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル罫書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲罫書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、旋盤、罫書工

- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五六 研磨盤、ラツブ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネチ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ双物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

第二十一條關係

- 六四 主トシテ鑪、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六六 電氣通信機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六九 航空機ノ仕上、組立、鑱裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、鑱裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七一 艦船ノ鑱裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(追八) 六一三

- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七三 金屬ノ燃線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七五 電氣裝置及器具ノ絶緣被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 硝酸工
- 八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ ソーダ工
- 八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ 壓縮ガス工
- 八七 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ アンモニア合成工
- 八八 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ カーバイト電爐工
- 八九 アルミナ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ(アルミニウム精鍊ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク) アルミナ製造工
- 九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ 石炭乾溜工
- 九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ ガス發生爐工
- 九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依リベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ タール分溜工

(通八) 六一四

- 九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 染料工
- 九四 人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 人造石油工
- 九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 石油工
- 九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 油脂工
- 九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業再生ゴム製造作業ヲ含ム又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ ゴム工
- 九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ セルロイド工
- 九九 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ パルプ工
- 一〇〇 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク) 人絹工
- 一〇一 顔料、ポイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 顔料塗料工
- 一〇二 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(マッチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク) 火藥工

- 一〇三 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 火工
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 電極工
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ從事スルモノヲ除ク) 電池工
- 一〇六 セメント、陶磁器、煉瓦、磁器品等ノ焼成又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 燒成工
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ ルツボ工
- 一〇八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ 特殊ガラス工
- 一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 光學ガラス工
- 一一〇 蒸汽機關車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム) 蒸汽機關車運轉士
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム) 内燃機關車運轉士
- 一一二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ 電車運轉士

(追八) 六一六

(一五七)

(追八) 六一七

- 一一三 自動車ノ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ 自動車運轉手
- 一一四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 航空機整備員
- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ從事スルヲ業トスルモノ 有線電信通信士
- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ從事スルヲ業トスルモノ 無線電信通信士
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ從事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク) 漁船運轉手
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ 製圖手
- 一一九 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的義務ニ從事スルヲ業トスルモノ 企劃手
- 一二〇 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 通信電路工
- 一二一 電氣通信機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 通信電機工
- 一二二 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 電力電路工

第二十一條關係

ルヲ業トスルモノ

- 一二三 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二四 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

電力電機工  
汽罐士  
機械運轉工

- 一二六 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

起重機運轉工

- 一二七 熔鑪、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯、其ノ他ノ工業用爐窯又ハ

窯爐工

- 汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

保溫工

- 一二八 保溫材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

メツキ工

- 一二九 メツキ、ボンデライト、パーカライデング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

塗裝工

- 一三〇 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

網具工

- 一三一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

製蹄師

- 一三二 裝蹄ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

氣象手

- 一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルヲ業トスルモノ

(追八) 六一八

(一五七)

(一五九)

(追五) 五四五

- 一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

潜水夫

- 一三五 家庭建築ニ於ケル大作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

家屋大工

- 一三六 セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

左官

- 一三七 足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取付工事等ノ鳶仕事ニ従事スルヲ業トスルモノ

鳶職

國民職業能力申告令第二條第三號ノ指定學校

(昭和十四年一月十八日  
厚生省告示第六號)

大學

- 一 大學ノ工學部及理工學部
- 二 旅順工科大學
- 二 早稻田大學文學部
- 四 拓殖大學

專門學校

- 一 工業及鑛業ニ關スル專門學校
- 二 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
- 三 南滿洲工業專門學校
- 四 農林業ニ關スル專門學校
- 五 外國語ニ關スル專門學校
- 六 拓殖大學專門部

實業學校

(追五) 五四六

(二五〇)

(二五八)

一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

- (一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
- (二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ
- (三) 前二號ト同等以上ノモノ

(四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

- 二 大連工業學校
- 三 撫順工業學校

各種學校

一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

國民職業能力申告令第二條第三號ノ指定學科

(昭和十四年一月十八日) (厚生省告示第七號)

大學

- 一 機械工學科 (北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- 二 船舶工學科 (造船學科ヲ含ム)
- 三 航空學科
- 四 造兵學科
- 五 電氣工學科 (北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- 六 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- 七 採鑛冶金學科 (鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- 八 火藥學科
- 九 燃料化學科 (北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- 一〇 土木工學科
- 一一 建築學科
- 一二 窯業科

(二五八)

(二五八)

- 一三 文學科 (早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第二外國語トシテ修ムル者ニ限ル)
- 一四 拓殖科
- 一五 商科

一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ一四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙語ヲ修ムル者ニ限ル

專門學校 (專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- 一 造機工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
- 二 造船工學科
- 三 航空工學科
- 四 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
- 五 應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
- 六 採鑛冶金學科 (採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
- 七 燃料學科

第二十一條關係

- 八 窯業科
- 九 木工學科
- 一〇 建築學科
- 一一 農藝化學科
- 一二 露語部
- 一三 西語部
- 一四 蒙古語部

(拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)  
 (拓殖大學專門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)

工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)

- 一 機械科
- 二 造船科
- 三 航空科
- 四 電氣科

〔機械工學科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電氣工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム〕  
 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)

- 五 應用化學科
- 六 採鑛冶金科
- 七 土木建築科
- 八 窯業科
- 九 塗工科

〔工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他〕  
 〔應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム〕  
 (採鑛科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)  
 (土木科、建築科ヲ含ム)  
 (陶器科、製陶科ヲ含ム)  
 (家具塗工科ヲ含ム)



### 國民職業能力申告令第二條第四號ノ指定技能者養成施設

(昭和十四年一月十八日)  
(厚生省告示第八號)

- 一 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

### 國民職業能力申告令第二條第五號ノ指定檢定、試

#### 驗及免許 (昭和十四年一月十八日)

(厚生省告示第九號)

改正 昭和十六年四月四日第三百三十號 昭和十六年八月四日第三百二十二號

- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
- 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查
- 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル詮衡
- 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル詮衡
- 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル詮衡
- 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 裝蹄師試驗規則ニ依ル試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉ノ免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
- 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

### 第二十一條關係

國民職業能力申告令第十四條ノ指定官廳

(昭和十四年二月十八日  
厚生省告示第二十四號)

改正 昭和十五年五月十一日第百一十一號 昭和十六年五月二十九日第百三十八號

內閣關係

一 內閣印刷局

大藏省關係

一 各地方專賣局

二 專賣局板橋製作所

三 專賣局中央研究所

四 造幣局

陸軍省關係

一 陸軍航空廠

二 陸軍航空工廠

三 陸軍兵器廠

四 陸軍運輸部

五 陸軍衛生材料廠

六 陸軍被服廠

七 陸軍糧秣廠

八 陸軍製絨廠

九 各師團ノ兵器部及經理部

海軍省關係

一 各海軍工廠

二 海軍航空技術廠

三 各海軍火藥廠

四 各海軍技術研究所

五 各海軍燃料廠

六 各海軍港務部

(追八) 六二〇

- 七 各海軍軍需部
- 八 各海軍建築部
- 九 海軍艦政本部

- 十 海軍航空本部
- 十一 海軍工作部

(追七) 一九七

遞信省關係

- 一 遞信省
- 二 貯金局
- 三 燈臺局
- 四 航空局
- 五 電力管理準備局
- 六 電氣試驗所
- 七 各遞信局

八 各通信官署

九 各海員審判所

鐵道省關係

- 一 鐵道省
- 二 國際觀光局
- 三 鐵道調查部
- 四 各鐵道局

(追五)

五四七

第二十一條關係

一五五

### 國民登錄事務取扱規程

(昭和十四年一月十八日 厚生省訓令第一號)

改正 昭和十五年十月十九日厚生省訓令第九

- 第一章 總 則
- 第二章 一般 申 告
- 第三章 異 動 申 告
- 第四章 失 格 申 告
- 第五章 解用報告及死亡報告
- 第六章 職業能力申告手帳ノ作製

#### 第一章 總 則

- 第一條 國民登錄ニ關スル事務ニ従事スル職員ハ國民職業能力ノ申告又ハ検査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ
- 第二條 職員ハ申告義務者ニシテ遲滞ナク申告ヲ行サシムル爲常ニ查察ヲ怠ルベカラズ
- 第三條 職員ハ登錄事務ニ付知り得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登錄カード、諸帳簿、諸統計表等ハ秘ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

(追五) 五四八

(二五九三)

(追五) 五四九

- 第四條 職員ハ要申告者又ハ申告義務者其ノ他ノ者ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ
- 第五條 要申告者、申告義務者、其ノ他ノ者ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ハ成ルベク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事項ヲ諒解スルニ便ナラシムベシ
- 第六條 職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)又ハ職業能力申告手帳(以下申告手帳ト稱ス)ニ依ル申告、報告又ハ其ノ他ノ申請ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正スベシ

#### 第二章 一般申告

- 第七條 一般申告(令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ仔細ニ審査シ誤謬等ナキトキハ之ニ檢印ヲ押捺シ申告票ヲ其ノ儘登錄カードトシテ之ヲ保管スベシ記載事項ニ記載洩、不明ノ箇所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ、再提出ヲ求メ、汚損シタル申告票ハ之ヲ淨寫シ、其ノ旨備考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スベシ
- 第八條 登錄カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ

- 一 番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各指導所毎ニ受付順ニ依リ通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 福岡國民職業指導所 福岡(14)

一、〇〇五

#### 第二十一條關係

一五七

二 現職欄ニハ申告票九ノ(イ)ノ職業名ヲ記入スルコト

三 現職技能欄中「申」ノ箇所ニハ申告票九ノ(ハ)ノ技能程度ヲ記入スルコト

四 前歴欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歷アルモノヲ摘記スルコト

五 前歴技能欄中「申」ノ箇所ニハ前號ノ職業ニ付申告票八ノ技能程度ヲ摘記スルコト

六 就業場欄ニハ申告票九ノ(ト)ノ就業ノ場所ノ名稱及就業場臺帳記載ノ該當番號ヲ記入スルコト、名稱ハ成ルベク事務ニ支障ナキ程度ニ略記スルコト

七 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト

八 生年月欄ニハ申告票一ノ年月(日ヲ除ク)ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」「大正」ハ「大」「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

第九條 規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル申告手帳ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ

使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ國民職業指導所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者ニ之ヲ交付セシムベシ

前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ國民職業指導所長ハ當該申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

(追五) 五五〇

(一五九四)

(追五) 五五一

(一五九五)

第十條 登録カードハ左ノ順位ニ之ヲカード函ニ格納スベシ

一 現職者

現ニ職業ニ従事スル者ノ中指定職業以外ノ職業ニ従事スル者ニシテ前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルトキハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 就業場別ニ就業場所在地(郡、市、區)毎ニ配列スルコト

ロ 就業場名ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト

ハ 指定職業ノ順位ニ配列スルコト

ニ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

ホ 自營業者ハ被用者ト區別シ就業場ノ所在地別、指定職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

二 前歴者

指定職業ノ前歴ヲ有スル者ノ中現ニ指定職業ニ従事スル者ハ現職者ニ含メルコト

イ 居住地別ニ配列スルコト

ロ 指定職業別ニ配列スルコト

ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

三 學校卒業者

第二十一條關係

三 學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歴者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト

ロ 學校程度別及學校別ニ配列スルコト

ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

四 技能者養成施設修了者

技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歴者、又ハ學校卒業生ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 指定養成施設別ニ配列スルコト

ロ 修了科目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト

ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

五 檢定、試験又ハ免許者

檢定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 指定ノ檢定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

ロ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第十一條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スベキモノト認メラルルトキハ申告義務者

(追五) 五五二

(一五九六)

(追五) 五五三

ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ

第三章 異動申告

第十二條 異動申告(令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ登録カード及申告手帳ニ

付左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登録カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(圓)印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙必要アルトキハ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ附表様式第一號ノ假登録票ニ手帳記載ノ通番號、氏名、假登録事項ヲ假登録シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(圓)印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト前段ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登録カードノ從前ノ該當記事ニ(圓)印ヲ押捺

第二十一條關係

シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スルコト尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第十三條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速ニ登録カードヲ廻送シ假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第十四條 異動申告(令第六條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

- 一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十一條該當」印ヲ抹消シ、日附ヲ記入シ之ヲ第十條ノ規定ニ依ル配列中ニ含メルコト尙申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト
- 二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ第十二條第二號ニ依リ作成スル假登録票ノ假登録事項欄ニ令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙登録カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該登録カードニ付前號ノ取扱ヲ爲スコト

第四章 失格申告

第十五條 失格申告(令第六條第一項第一號ノ申告)ヲ受ケタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付

(追五) 五五四

(二五九)

(二五九)

(追五) 五五五

左ノ通取扱フベシ

- 一 登録カードノ表面右肩ニ「失格」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト
  - 二 申告手帳ヲ回收シ其ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコト
- 第十六條 失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テハ毎月未現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ
- 第十六條ノ二 令第十一條該當申告(令第六條第一項第二號ノ申告)ヲ受ケタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

- 一 登録カードノ表面右肩ニ「令第十一條該當」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト
- 二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第五章 解用報告及死亡報告

- 第十七條 解用報告(規則第四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ
  - 一 登録カードノ所定ノ異動欄(就業ノ場所)ニ其ノ旨轉記シ、日附ヲ記入スルコト
  - 二 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カ

第二十一條關係

一六二ノ一

下廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラルル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第十八條 死亡報告(規則第五條ノ規定ニ依ル報告)ヲ受ケタルトキハ登録カードノ表面右肩及申告手帳ノ表ニ「死亡」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第六章 職業能力申告手帳ノ作製

第十九條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作製スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱並登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ、要申告者名ヲ明記スルコト

二 登録カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト

三 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト

第二十條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ申請ガ規則第八條ニ該當スルモノナリキハヤラ審査シ該當スルモノト認メラルルトキハ左ニ依リ之ヲ作製スベシ

一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト

(1610)

(1611)

二 所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト

三 再交付ノ年月日ヲ記入シ國民職業指導所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト

四 申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト

五 登録カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

附則

官廳被用者及技能檢査ニ關スル取扱並工場臺帳、附表樣式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第七章 青年國民登録

第一款 一般職業能力申告票用紙ノ交付

第二十一條 國民職業指導所長ハ九月二十一日(昭和十五年ニ限り十月二十一日迄)ニ一般職業能力申告票用紙(以下申告票用紙ト稱ス)ヲ市町村長ニ交付スベシ

第二十二條 市町村長申告票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日(昭和十五年ニ限り十月末日)迄ニ要申告者ニ之ヲ配付セシムベシ

第二十三條 市町村長ハ附表樣式第二號ニ依ル申告票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第二十四條 國民職業指導所長要申告者ヨリ申告票用紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第二十五條 勞務動態調査員ハ附表樣式第三號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表

第二十一條關係



ヲ作成スベシ

第二款 一般職業能力申告票ノ蒐集及提出

第二十六條 勞務動態調査員ハ申告期限迄ニ擔當區域内ノ要申告者ニ就キ申告票ヲ蒐集スベシ  
勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ申告票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ申告票及申告控ヲ對照シ其ノ  
記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印(受領印)及割印ヲ押捺シタル上申告控ヲ切取  
リ之ヲ要申告者ニ交付スベシ

第二十七條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第二十五條ノ連名表中當該要申告者  
ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スベシ

第二十八條 勞務動態調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト  
共ニ直ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第二十九條 市町村長國民職業指導所長ニ申告票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第四號ニ依ル  
送致目錄ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ申告期限迄保管スベシ

第三十條 市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町内會長ヲシテ勞務動  
態調査員ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三款 一般職業能力申告票ノ分類及集計

(追五) 五五八

(16011)

(16011)

(追五) 五五九

第三十一條 國民職業指導所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第三十二條第三號ノ職業分類名及

勞務動態調査事務取扱規程第二十一條ノ産業大分類名、産業中分類名(但シ「十勞務供給業」

「42勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、

「十無業」「42無職業」ヲ加フヲ記入スベシ

第三十二條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理ス  
ル迄之ヲ保管スベシ

一 居住地(郡、市、區)別

二 産業大分類及産業中分類別

三 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別

(一) 事務従事者

(二) 技術職員

(三) 一般勞務者

四 年齢別

第三十三條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ附表様式第五號ニ依リ集計シ申告期限後四十日以内ニ  
之ヲ地方長官ニ報告スベシ

前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二十一條關係

一六三

第三十四條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ國民職業指導所別集計ヲ總括集計ノ上附表様式第五號ニ依リ申告期限後五十日以内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第八章 補則

第三十五條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

(附表格)

(追五) 五六〇

(1X0B)

(追四) 一二七

國民職業能力検査規則

(昭和十五年六月十八日 厚生省令第二十七號)

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號又ハ第二號ニ該當スル要申告者ノ同令施行規則第三條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民職業能力検査ハ前條ノ要申告者ノ技能程度ニ等級ヲ付スルヲ以テ目的トス

前項ノ級付ハ各職業ニ付國民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準(以下技能程度申告標準ト稱ス)ノ區分ニ從ヒ地方長官之ヲ行フ

第三條 前條ノ級付ハ職業能力申告票其ノ他ノ文書ニ就キ審査シテ之ヲ行ヒ(以下技能審査ト稱ス)審査ニ依ルヲ不適當ト認ムル場合ハ其ノ者ニ就キ實地ニ検査シテ之ヲ行フ(以下技能検査ト稱ス)

第四條 技能審査ハ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付申告事項中經驗年數其ノ他技能ニ關係アリト認メラルル事項ヲ審査シテ之ヲ行フ

第五條 技能検査ハ左ノ二種ニ別チテ之ヲ行フ但シ第二號ノ検査ハ技能程度申告標準ニ於テ二等級ニ區分セラレタル職業ニ付テハ之ヲ行ハザルモノトス

一 甲種検査 第一級級付ノ爲ニ行フモノ

二 乙種検査 第二級級付ノ爲ニ行フモノ

第二十一條關係

一六四ノ一

第六條 甲種検査ハ實地作業検査、筆記試験、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ高度ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ作業ニ於ケル綜合、工夫能力ヲ對象トスル事項

前項第二號ノ検査ハ同項第一號ノ検査ニ合格シタル者ニ對シテノミ之ヲ實施ス

第七條 乙種検査ハ實地作業検査、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 技能程度申告標準二級記載事項ニ基キ普通ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二 機械、器具、圖面等ニ關スル簡單ナル知識

第八條 技能審査又ハ技能検査ニ依ル技能ノ級付ハ其ノ者ノ平常ニ於ケル作業狀況ヲ斟酌シテ之

ヲ決定ス

地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ爲必要アルトキハ使用者又ハ要申告者ヨリ作業成績調書

(別表様式第一號)又ハ履歷書(別表様式第二號)ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九條 地方長官ハ技能検査實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ者ノ中ヨリ技能検査委員ヲ委

嘱シ検査事務ヲ補助セシムルコトヲ得

一 工場、事業場ニ勤務スル技術者又ハ高級技能者

二 其ノ他學識經驗ヲ有スル者

第十條 技能検査實施ノ日時及場所ハ検査ヲ受クベキ者及其ノ者ノ使用者ニ之ヲ通知ス

(追四) 一二八

(1KOH)

(追四) 一二九

第十一條 地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ結果第一級ニ級付決定シタル者ニ對シ申請ニ依リ

技能證明書(別表様式第三號)ヲ交付スルコトヲ得

技能證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ技能證明書交付申請書(別表様式第四號)ヲ提出スベシ

第十二條 技能證明書ノ交付ヲ申請スル者ハ手数料トシテ壹圓ヲ納付スベシ

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ申請書ニ貼付スベシ

附則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

作業成績調書

現住所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地

就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏名

何年何月何日生

一 勤務開始年月日

一 勤務職種並ニ地位

一 作業内容及作業成績

第二十一條關係

一六四ノ三

一 勤務状態  
右證明候也

何年何月何日

所在地  
工場、事業場ノ代表者名

氏 名 團

(記載注意)

- 一 勤務職種並ニ地位ハ現在ニ於ケル職種並ニ地位ヲ記載シ、地位ハ係長、役付工等其ノ工場、事業場ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト
- 二 作業内容及作業成績ハ左ノ如ク區別シテ之ヲ記載スルコト
  - (イ) 使用機械ノ種類(現ニ使用スルモノト使用シタル經驗ノアルモノヲ含ム)
  - (ロ) 製品ノ種類(現ニ製作シツツアルモノト曾テ製作シタルモノノウチ主ナルモノヲ含ム)
  - (ハ) 作業成績
    - (1) 製品ノ成績(角度、ネヂ、合せ、寸法、大物、小物其ノ他特ニ堪能ナル作業ヲ含ム)
    - (2) 作業能率ノ程度
    - (3) 段取工程順序等ニ於ケル能力

(追四) 一三〇

(130)

(130)

(追四) 一三一

(ニ) 作業態度

三 勤務状態ハ次ノ如キ點ニ留意シテ之ヲ記載スルコト

- (イ) 精勤ノ程度
- (ロ) 勤務ニ關スル表彰賞與ノ有無
- (ハ) 其ノ他參考トナルベキ事項

別表様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

履 歴 書

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地  
 現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地  
 就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏 名 何年何月何日生

學 業

- 一 何小學校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一 何青年學校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一 何學校(何科) 何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年修了

第二十一條關係

一六四ノ五

職業

一 何 職 業 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

何年何月ヨリ現在ニ至ル迄(何年何月間)同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

一 何 職 業 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

何年何月ヨリ現在ニ至ル迄(何年何月間)同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃金一日何圓何錢

兵 役 賞 罰

右之通相違無之候也

何年何月何日

氏

名 團

(記載注意)

一 職業ハ勤務工場ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト

(追四) 一三三

(K10)

(K11)

(追四) 一三三

同一工場ニ勤務スルモ地位(見習工、普通工、役付工、係長等ノ地位ニ付詳細記入スルコト)ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト

二 賃金ハ健康保険ノ賃金計算ノ方法ニ隨ヒ其ノ行記載期間中ノ最後ノ三ヶ月間ノ總收入ノ九十分ノ一ニ相當スル額ヲ記載スルコト

別表様式第三號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版) 第 號

技能證明書

本籍

氏

名

年 月 日生

職業名

技能程度 一級

右國民職業能力検査規則ニ依リ其ノ技能ヲ證ス

年 月 日

何府縣知事 氏

名 團

(北海道廳長官 氏

名 團)

第二十一條關係

一六四ノ七

別表様式第四號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

一六四ノ八

収入  
印紙

技能證明書交付申請書

職業能力申告手帳記載ノ番號 第何 號

本籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地  
現住所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地  
就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏名

何年何月何日生

職業名 何々

技能程度 何級

技能検査ヲ受ケタル年月日 何年何月何日

右國民職業能力検査規則ニ依リ技能證明相受度此段及申請候也

何年何月何日

氏名

(追四) 一三四

(K111)

(K111)

(追八) 六二二

何府縣知事 殿  
(北海道廳長官)

(記載注意)

- 一 氏名ニハ振假名ヲ附スルコト
- 二 職業名ハ現ニ從事シ又ハ從事シタル指定ノ職業名ヲ記載スルコト
- 三 技能検査ヲ受ケザルモノハ技能検査ヲ受ケタル年月日ノ文字ヲ抹消スルコト

第二十一條關係

一六四ノ九

國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件 (昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十三號)

改正 昭和十六年二月第二號 昭和十六年十月十六日第五十一號

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號ニ依リ昭和十五年十月十九日厚生大臣ノ指定シタル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ申告ヲ爲シタル要申告者ニ關スル令第四條第二項及第六條ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セズ  
第二條 地方長官ハ交通至難ノ地域又ハ天災事變ノ發生シタル地域ニ居住スル要申告者ニ付前條ノ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

第三條 第一條ノ申告ハ一般職業能力申告票(別表様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該申告控ハ要申告者之ヲ保管スベシ

第四條 一般職業能力申告票用紙ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長之ヲ交付ス

申告期限迄ニ一般職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ

(追八) 六二三

(一六四)

(追八) 六二三

第五條 市町村長ハ申告期限後十日以内ニ要申告者ヨリ申告票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民職業指導所長ハ市町村長ヲ經由シ世帯主ヨリ令第九條第一項ノ規定ニ基キ要申告者ノ同居ノ有無ニ關シ報告ヲ徵スルコトヲ得

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ一般職業能力申告票用紙ノ配付又ハ申告票ノ蒐集ニ從事ス

第八條 要申告者第一條ノ申告ヲ爲シタル後令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ新ニ令第四條ノ規定ニ依リ、令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者令第四條ノ申告ヲ爲シタル後第一條ノ要申告者トナリタルトキハ新ニ第一條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スモノトス

第九條 第一條ノ申告ヲ爲シタル要申告者ハ其ノ保管ニ係ル申告控ヲ徵兵検査ノ日ニ徵兵官ヲ經由シテ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ返還スベシ

第十條 令第三條中使用者ニ關スル規定並ニ國民職業能力申告令施行規則第四條、第五條及第七條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十一條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
 第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ爲スベキ申告ハ本年ニ限り十月末日現在ヲ  
 以テ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス  
 別表様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス)

一六四ノ二二

一 氏名及出生		二 本籍		三 居住ノ場所		四 兵役關係		五 學歴		六 現ニ從事スル職業	
(イ) 姓名		(イ) 姓名		(イ) 所在地		(イ) 官等種級及		(イ) 國民學校		(イ) 職業名	
年 月 日生		市郡		縣府道		(ロ) 種役		高不就學		(ロ) 作業內容	
女男		市郡		市郡		豫備休		初中退		(ハ) 職業上ノ身分又ハ地位	
印		區町村大字		區町村大字		未教育一補		青普通修		(ニ) 經驗年數	
國民職業指導所		區町村大字		區町村大字		未教育二補		青本卒		年	
年 月 日生		町		町		(ハ) 徵集年任官年		(ロ) 學其ノ他ノ校		第 學年中退	
年 月 日生		町		町		任官年		校		年 卒	

(追八) 六二四

七 就業ノ場所		八 給料又ハ賃金	
(イ) 名 稱		月 日 額	
(ロ) 所在地		圓 錢 九 考備	
(ハ) 事業種別			
(ニ) 使用者氏名			

(追八) 六二五

一 氏名及出生		二 本籍		三 居住ノ場所		四 兵役關係		五 學歴	
(イ) 姓名		(イ) 姓名		(イ) 所在地		(イ) 官等種級及		(イ) 國民學校	
年 月 日生		市郡		縣府道		(ロ) 種役		高不就學	
女男		市郡		市郡		豫備休		初中退	
印		區町村大字		區町村大字		未教育一補		青普通修	
國民職業指導所		區町村大字		區町村大字		未教育二補		青本卒	
年 月 日生		町		町		(ハ) 徵集年任官年		(ロ) 學其ノ他ノ校	
年 月 日生		町		町		任官年		校	

第二十一條關係

一六四ノ一三



八 賃料又ハ 月額	七 就業ノ場所				六 現ニ従事ス ル職業	
	(ニ)使用者氏名	(ハ)事業種別	(ロ)所在地	(イ)名稱	(ロ)作業内容	(イ)職業名
昭和 年 月 日 申告						
錢 九 考備						(ハ)職業上ノ身分又ハ地位 (ニ)經驗年數

受領者印

注意 一 裏面ノ記入心得ヲヨク守ルコト

二 本申告控ハ一年間本人之ヲ保管スルコト但徴兵検査前ノ者ニ在リテハ本申告控ヲ徴兵検査ノ日ニ徴兵官ヲ經由シテ前ニ申告シタル國民職業指導所長ニ返還スルコト

### 船員職業能力申告令

(昭和十四年一月三十日 勅令第二十三號)

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク船員ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ船員トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

一 船員法第一條(朝鮮船員令及關東州船員令ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)ニ規定スル船員

二 海技免狀ヲ有スル者

三 遞信大臣ノ指定スル船員養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者ニシテ修了後三年ヲ經過セザルモノ及該期間内ニ船員法第一條ニ規定スル船員トシテ船舶ニ乗組ミ最後ノ雇止ノ公認後三年ヲ經過セザルモノ

第四條 船員法第一條ニ規定スル船員トシテ一年以上船舶ニ乗組ミタル者ニシテ最後ノ雇止ノ公認後三年ヲ經過セザルモノ

第三條 船員ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ毎年一回之ヲ爲サシムルモノトス  
前項ノ申告ハ七月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 船員ハ左ニ掲グル事項ヲ居住地ヲ管轄スル管海官廳ニ申告スベシ

一 氏名

第二十一條關係

一六五

- 二 男女ノ別
- 三 出生ノ年月日
- 四 本籍
- 五 居住ノ場所
- 六 兵役關係
- 七 學歷
- 八 船員手帳ヲ有スルトキハ其ノ管海官廳略號及番號
- 九 海技免狀ヲ有スルトキハ其ノ種類及番號
- 十 無線通信士資格檢定合格證書ヲ有スルトキハ其ノ等級及番號
- 十一 救命艇手適任證書其ノ他ノ海技ニ關スル資格證明書ヲ有スルトキハ其ノ旨
- 十二 乘船履歷
- 十三 現ニ從事スル業務
- 十四 俸給、給料等ヲ受クルモノナルトキハ其ノ額
- 十五 健康狀況特ニ船内勤務ニ關スル支障ノ有無
- 十六 配偶者ノ有無現ニ扶養スル者ノ數
- 十七 船内勤務ニ關スル希望

(六三)

(六三)

十八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

船員手帳ヲ有スル者ハ前項第十二號ノ申告ヲ爲スコトヲ要セズ  
 船員第一項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號乃至第六號及第十三號ニ掲グル事項ニ變更  
 ヲ生ジタルトキハ第六條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ居住地ヲ管轄スル管海  
 官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ

第五條 船員法第一條ニ規定スル船員ハ本令ニ依ル申告ヲ爲スコトヲ要セズ但シ遞信大臣必要ア  
 リト認ムルトキハ船員法第一條ニ規定スル船員ノ全部又ハ一部ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前  
 條第一項ニ掲グル事項ノ一部ヲ申告セシムルコトヲ得

第六條 船員法第三條及第四條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲  
 滯ナク前ニ申告ヲ爲シタル管海官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ

一 第九條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

二 本令施行地外ニ居住ノ場所ヲ移シタルトキ

第七條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職  
 業能力ニ關シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基  
 ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第二十一條關係

第九條 本令ハ第六條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者竝ニ醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ對シテ之ヲ適用セズ

第十條 船員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

- 一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)
  - 二 外國旅行中ノ者
  - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者
- 第十一條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ管海官廳トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ指定スル行政官廳、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル行政官廳トス
- 第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

(一六三)

(一六三)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十四年ニ限リ第三條第二項中七月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トス

船員職業能力申告令施行規則

(昭和十四年一月三十日)  
遞信省令第二二號

- 第一條 船員職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第三條ノ規定ニ依ル申告ハ第一號書式ニ依ル船員職業能力申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ
- 前項ノ船員職業能力申告書用紙ハ管海官廳其ノ他遞信大臣ノ告示ヲ以テ指定スル者ニ申出デ其ノ交付ヲ受クベシ
- 第二條 申告令第四條第三項ノ規定ニ依ル申告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ
- 前項ノ書面ニハ變更ニ係ル新舊事項及變更ヲ生ジタル年月日ヲ記載シ記名捺印スベシ
- 第三條 申告令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ
- 前項ノ書面ニハ申告令第六條各號ニ該當スル事項及其ノ該當スルニ至リタル年月日ヲ記載シ記名捺印スベシ
- 第四條 申告令第五條ノ規定ニ依リ船員法第一條ニ規定スル船員ニ對シ申告ヲ爲サシムル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定メ之ヲ告示ス
- 一 申告ヲ爲スベキ船員ノ範圍
  - 二 申告ヲ爲スベキ事項
  - 三 申告ノ時期

(一六二四)

(一六二五)

四 申告ノ方法

- 第五條 管海官廳ハ當該官吏ヲシテ申告令ニ依ル申告ヲ爲シタル者ニ就キ身體、技能其ノ他必要ト認ムル事項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ在リテハ當該官吏ハ第二號書式ニ依ル證票ヲ携帯スベシ
- 第六條 申告令第二條第三號ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ指定シタル船員養成施設ハ之ヲ告示ス
- 第七條 申告令第二條第三號ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ指定シタル船員養成施設ノ管理者ハ其ノ養成ノ課程ヲ修了シタル者ニ付左ニ掲グル事項ヲ遲滯ナク船員養成施設ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ニ報告スベシ但シ遞信大臣ノ指定前ニ養成ノ課程ヲ修了シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 氏名
  - 二 出生ノ年月日
  - 三 本籍
  - 四 居住ノ場所
  - 五 養成ノ課程ヲ修了シタル年月日
- 第八條 管海官廳ハ必要アリト認ムル場合船長ノ退職認證ノ申請又ハ海員ノ雇止公認ノ申請アリタル際當該船員ヲシテ申告令第四條各號ニ掲グル事項ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第九條 申告令第二條第二號乃至第四號ニ掲グル船員ガ死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ト同居

第二十一條關係

ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ最寄管海官廳ニ報告スベシ但シ船員法  
 第一條ニ規定スル船員ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ申告期限ハ内地ニ歸來シタル日ヨリ十五日迄之ヲ延長ス  
 一 申告令第十條第一號ニ該當スル者ニシテ内地ニ居住セザルモノ  
 二 申告令第十條第二號ニ該當スル者  
 三 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者  
 四 船員法ノ適用ヲ受ケザル船舶ニ乗組ミ航行中ノ者  
 第十一條 船員法施行規則第六十一條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル船員ニ付テハ下船届ノ提  
 出アリタルトキ雇止ノ公認アリタルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第一號書式

(表)

船員職業能力申告書

年 月 日現在

(一六六)  
 (一六七)

(一) 氏名	(二) 出生の年月日		年月日		(三) 男女の別		女	男
(四) 本籍	縣府道	市郡	村町區	番地				
(五) 居住の場所	縣府道	市郡	村町區	番地				
(六) 船員手帳交付管海官廳名略號及番號	第 號							
(七) 海技免狀の種類及番號	第 號							
(八) 水先免狀の番號	區 第 號							
(九) 無線通信士資格檢定合格證書の等級及番號	第 號							
(十) 救命艇手続任證書交付管海官廳名及番號	第 號							
(十一) 兵 役 關 係	(役種) 海軍豫備員(現官等級) 海軍豫備		(現官等級) 海軍		(徵集年度) (役種)		年度 役	
(十二) 學 歴	船員とし ての學歴 其の他の 學歴		養成所 學校 科修卒		種類 報酬		給料月(日) 手當月(日) 圓圓 錢錢	
(十三) 健康狀況	強健	普通	病弱	(六) 配偶者		無 有		現に扶養する者の數 人
	支船内勤務	有(理由)						

第二十一條關係

一七三

省 信 遞

(七) 船内勤務に關する希望	船種		航行區域		其他	
	(六) 乘船履歴					
船種	用途	船名	總噸數		職務	給料
			公稱馬力	噸		
(九) 國民職業能力申告令に依る要申告者なりや否	要申告者なり	丸	馬力	噸	考	下船年月日
						圓
(十) 要申告者に非ず		(三) 備		考		年月日

右之通相違無之候也

年 月 日

申告者  
氏名印

御中

(裏)  
記載心得

(二六八)

(二六九)

- 一 一般の注意事項
  - (イ) 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記載すること
  - (ロ) 誤記した事項は其の上に線を引いて之を抹消し其の傍に正しい文字を記載すること
  - (ハ) 該當しない事項及不要な箇所は其の上に線を引いて之を抹消すること
- 二 各項目の記載方
  - (一) 氏名
    - 氏名には其の右側に振假名を附けること
  - (五) 居住の場所
    - 平常居住する場所を記載すること
  - (七) 海技免状の種類及番號
    - 效力に制限を加へた海技免状は其の種類及番號を記載すること
    - 海技免状を併有する者は其の種類及番號を全部併記すること
  - (三) 學歷
    - 船員としての學歷には商船學校、水産學校其他養成所等を記載すること
    - 其の他の學歷には右以外の最高學歷を記載し、尙試験に依り資格を得たる者は夫れに相當する學校(例へば專檢、實檢、高檢合格者は甲種中等學校卒業とするが如し)を記載すること

第二十一條關係

- (四) 現に従事する業務
- (イ) 種類
  - 勤務者に付ては勤務先及職務名又獨立して業務を営む者に付ては其の種類を記載し、尙無職の者は無職と記載し、又汽船會社の豫備員は何々會社豫備員と記載すること
- (ロ) 報酬
  - 獨立して業務を営む者は其の平均月收額を記載すること
  - 手當は職務手當、勤続手當等の如く支給額が確定せるものゝ合金額を記載し、尙俸給又は給料の何割と記載するも妨げないこと
- (五) 健康狀況
  - 急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は船内勤務支障の理由とならないこと
  - 船内勤務支障の理由ある場合は疾病に在りては其の病名を、不具又は精神身體の障害に在りては其の不具又は障害の箇所を記載すること
- (六) 配偶者の有無及現に扶養する者の數
  - 配偶者は内縁關係をも含み、「現に扶養する者の數」には自己の家計に依存して生活を営む者の數を記載すること
- (七) 船内勤務に關する希望

(二六三)

(二六二)

- (一) 船種は汽船、發動機船、旅客船、貨物船等を記載すること
  - 特に希望する事項(例へば北米航路、上海航路等)又は特に希望しない事項があれば「其の他」に記載すること
- (二) 乗船履歴
  - 海技免狀を有し船員法の適用を受けない船舶に乗船した者は最後に乗船した船舶に付又海技免狀を有し船員法の適用を受けない船舶に乗船中の者は現に居る船舶に付記載すること
  - 船員手帳受有者は下船後三年間は乗船履歴を記載することを要しないこと
- (三) 備考
  - 特に熟知して居る外國航路又は外國港灣のあるときは之を本欄に記載すること
  - 特殊に技能ある者は之を本欄に記載して差支ないこと
- 三 本申告を怠りたる者は國家總動員法に依り處罰されることがあるから注意すること

第二號書式(豎八・五種)

(横六種)

第二十一條關係

第 號

(表)

船員職業能力検査證票

官 職

遞信省印

氏

名

(裏)

(裏)

國家總動員法第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ  
 帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項  
 ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得  
 國家總動員法第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、  
 妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス  
 船員職業能力申告令第七條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ  
 申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得  
 船員職業能力申告令施行規則第五條 管海官廳ハ當該官吏ヲシテ申告令ニ依ル申告ヲ  
 爲シタル者ニ就キ身體、技能其ノ他必要ト認ムル事項ノ検査ヲ爲サシムルコト  
 ヲ得  
 前項ノ場合ニ在リテハ當該官吏ハ第二號書式ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第二十一條關係



### 船員職業能力申告令第二條第三號ノ規定ニ依ル

#### 船員養成施設指定ノ件 (昭和十四年二月二十八日 遞信省告示第五百四十號)

船員職業能力申告令第二條第三號ノ規定ニ依ル船員養成施設左ノ如ク指定シ本日ヨリ之ヲ施行ス

- | 名                      | 稱 | 位 | 置               |
|------------------------|---|---|-----------------|
| 一、社団法人日本海員掖濟會橫濱普通會員養成所 |   |   | 橫濱市中區吉濱町十四番地ノ一  |
| 二、社団法人日本海員掖濟會大阪普通海員養成所 |   |   | 大阪市港區出崎町一丁目八番地  |
| 三、社団法人日本海員掖濟會若松普通海員養成所 |   |   | 福岡縣若松市北湊町三丁目地先  |
| 四、社団法人電信協會管理無線電信講習所    |   |   | 東京市目黒區下目黒一丁目五番地 |

### 獸醫師職業能力申告令

(昭和十四年二月四日 勅令第二十六號)

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク獸醫師ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ獸醫師トハ獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師ヲ、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫師ヲ、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫師ヲ、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

第三條 獸醫師ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十四年ノ申告ヲ第一回トシ爾後四年毎ニ一回之ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ獸醫師ト爲リタル者、第八條ニ掲グル者ニシテ本令ノ適用ヲ受クルニ至リタルモノ、内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ就業ノ場所(就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所)ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所ノ何レヲモ有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカヲ有スルニ至リタルモノノ申告ハ當該事實ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日(當該

事實ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日ニ現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 獸醫師ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 住所
- 五 兵役關係
- 六 獸醫師名簿登録番號及登録年月日
- 七 診療能力
- 八 學歷及職歴
- 九 就業ノ場所
- 十 就業ノ態様
- 十一 俸給、給料等ヲ受クル者ナルトキハ其ノ額
- 十二 健康狀況特ニ總動員業務從事ニ關スル支障ノ有無
- 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
- 十四 總動員業務從事ニ關スル希望

(一八三)

十五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

獸醫師前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號、第九號又ハ第十號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第五條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

第五條 獸醫師前二項ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前

ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

- 一 第八條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
- 二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ
- 三 本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第八條 本令ハ第五條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願

ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ムニ依リ召集中ノモノ、  
陸海軍軍屬並ニ國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條 獸醫師ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告  
期限ヲ延長スルコトヲ得

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)

二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所  
一定セザル者又ハ就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十一條 本令中獸醫師名簿登録番號及登録年月日トアルハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官

ノ免許、免許證又ハ假免狀ヲ受ケタル獸醫師又ハ獸醫ニ關シテハ各其ノ免許番號及免許年月日

トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテ

ハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一六三八)

(一六三九)

昭和十四年ニ限り第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ  
同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ四月二日以後トス

獸醫師職業能力申告令施行規則

(昭和十四年二月四日)  
(農林省令第十一號)

第一條 獸醫師職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ様式第一號ニ依ル獸醫師職業能力申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

獸醫師職業能力申告書用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ地方長官之ヲ交付ス

第二條 獸醫師ハ申告令第四條第一號乃至第十四號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ申告スベシ

一 蹄鐵工免狀ヲ有スル者ニ在リテハ蹄鐵工籍登録番號及登録年月日並ニ就業ノ態樣

二 醫療關係者職業能力申告令又ハ船員職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ在リテハ其ノ事實

三 獸醫事關係以外ノ職業ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

四 自動車運轉、乘馬其ノ他ノ特技ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ事實

第三條 申告令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ異動ヲ生ジタル年月日及其ノ事實ヲ、同令第五條ノ規定ニ依ル申告ハ同令第五條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル年月日及其ノ事實ヲ記載シテ之ヲ爲スベシ

第四條 申告令第六條ノ検査ハ當該官吏被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ

(1240)

(1241)

健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス地方長官前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

當該官吏第一項ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第五條 申告義務者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告期限ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十五日目迄之ヲ延長ス

一 申告令第九條第一號又ハ第二號ニ該當スル者

二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者

三 法令ニ依リ拘禁中ノ者

四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ因リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

交通至難ノ島嶼ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ有スル者ニシテ正規ノ期限ニ申告ヲ爲シ難キモノノ申告期限ノ延長ニ付テハ地方長官ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

(表面)

※第

回

第二十一條關係

一八七

獸醫師職業能力申告書

第 號

年 月 日現在  
縣府廳

(十) 職 歴	(九) 學 歴	(八) 診 療 能 力	(六) 獸 醫 師 名 簿 登 録 番 號	(五) 兵 役 關 係	(四) 住 所	(二) 本 籍	(一) 氏 名
		(イ) 診療の対象としてゐる主なる家畜 牛・馬・緋羊・山羊・豚・犬・猫 (ロ) 特技とする獣醫技能 (ハ) 就業し得る獣醫業務	第 號 (七) 獸 醫 師 名 簿 登 録 年 月 日	(イ) 兵科(部)官等及服役部隊 (ロ) 役 種 (ハ) 徵集年又は任官年	縣府道 市郡 區 町 村字 番地	縣府道 市郡 區 町 村字 番地	印捺 (二) 出生の年月日 年 月 日

農

(六四三)  
(六四三)

(六) 其 他	(七) 總 動 員 業 務 從 事 希 望 關 係	(五) 配 偶 者 の 有 無	(三) 俸 給 額	(三) 就 業 の 態 樣	(二) 就 業 の 場 所
(ロ) 醫 療 關 係 者 又 は 船 員 (イ) 其 他 の 職 業 名 (ハ) 特 技	(イ) 從 事 業 務 地 (ロ) 其 他 の 希 望	有・無 (六) 現 に 扶 養 す る 者 の 數	年 月 日 給 月 給 額 錢 (七) 健 康 狀 態 (イ) 強 健 (ロ) 普 通 (ハ) 總 動 員 業 務 不 適 (理 由)	(イ) 診 療 從 事 (ロ) 官 公 吏 又 は 學 校 教 員 (ハ) 其 他 の 獸 醫 事 關 係 業 務 (ニ) 就 業 せ ず (一) 自 ら 診 療 所 開 設 (他 に 獸 醫 師 名 履 備 (出 張 診 療 所 簡 所 開 設) (2) 他 人 の 開 設 す る 診 療 所 勤 務 (3) 團 體 等 の 職 員	就 業 所 の 名 稱 縣 府 道 市 郡 區 町 村 字 番 地

省 林

第二十一條關係

一八九

注意

- 一 ※印の箇所は記入せぬこと
- 二 裏面記入上の注意を熟讀し誤記のない様記入すること
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者及就業の場所のない者は住所地)の地方長官に提出すること

(裏面)

記入上の注意

一 一般的注意

- (イ) 本申告書は此の儘帳簿に編綴して數年間保存するものであるから文字は明瞭に墨又はインクにて楷書にて丁寧に書くこと
- 同一の記入事項重複するときでも「同上」等と記入せず繰返し記入すること
- 誤記した場合は其の上に線を引いて抹消し其の傍に正しく記入すること
- 該當事項のない箇所及不要な箇所は其の上に線を引いて抹消すること

(ニ)(ハ)(ロ)

(一六四)

(一六四)

二 各項目記入上の注意

(一) 氏名

氏名には其の右側に振假名を附すること

(二) 出生の年月日

戸籍上の生年月日を記入すること、年號を忘れぬこと

(三) 本籍及(四)住所

番地は例へば千九百五番地ノ二は一、九〇五番地ノ二と記入すること

住所欄には平常住居する場所を記入すること

(五) 兵役關係

徴兵検査未済の者及兵役を免除された者は記入を要しない

(イ) 兵科(部)官等級及服役部隊

陸軍ならば騎兵大尉、獸醫少尉、獸醫務軍曹、歩兵一等兵等と、海軍ならば海軍中尉、二等兵曹、一等整備兵等と記入すること、未教育補充兵は補充兵證書記載の兵種を記入すること、陸軍關係者の中豫後備役下士官兵及既教育補充兵は服役部隊名を歩兵、戰車、騎兵、野砲、山砲、野戰重砲、騎砲、重砲、高射砲、氣球、工兵、鐵道、電信、飛行、輜重等と略記すること、但し砲(工)兵技術、經理部、衛生部、獸醫部の准士官及下士官

は最後の部隊名を記入すること

(ロ) 役種

豫備役、後備役、第一補充兵役、第二補充兵役、第一國民兵役、第二國民兵役の區分を豫備、後備、一補、二補、一國、二國等と略記すること

(ハ) 徴集年又は任官年

兵は徴集年を、下士官以上は任官年を例へば大正十三年、昭和六年等と記入すること

(八) 診療能力

(ニ)(ロ) の欄には例へば細菌検査、血清類製造、乳肉検査、防疫等と記入すること  
の欄には例へば「診療を主業とするも防疫、乳肉検査等に從事し得」、「平素診療を主業とせざるも診療に從事し得」等と記入すること

(九) 學歷

獸醫師免許資格取得年月及事由例へば何年何月何々獸醫學校卒業又は何年何月獸醫師試験合格等と記入すること  
尙獸醫學關係以外で高等專門學校以上の學校を卒業した者は其の卒業年月及學校部科名をも記入すること

(十) 職歴

(一六五)

(一六七)

獸醫事に關係ある經歷及關係なくとも主な經歷に付左の例に倣ひ記入すること、特に細菌検査、血清類製造、乳肉検査、防疫等の特殊業務に從事した場合は其の經歷を明かにすること

- (イ) 何年何月より何々家畜病院を開設し現在に至る(又は何年何月廢止)
- (ロ) 何年何月より何々家畜病院(又は學校)に何々として勤務
- (ハ) 何年何月より何々官公署(又は學校)に何々官職拜命
- (ニ) 何年何月より何々團體に於て何々職に從事
- (ホ) 何年何月より何業に從事

(十一) 就業の場所

就業の場所とは獸醫事關係の業務に從事する者が平常其の業務に從事する診療所、官公署、學校、團體等の所在場所を謂ひ、獸醫事關係以外の業務(例へば會社員、吳服商、雜貨商等)に從事する場所含まぬこと  
就業所の名稱の下に例へば何々診療所、何縣何課、何縣種畜場、何々家畜市場、何々屠場、何々學校等を記入すること  
二以上の就業の場所のある者は主な就業の場所を記入し、就業の場所の一定しない者は「不定」と記入し、就業の場所の無い者は「なし」と記入すること

第二十一條關係

(三) 就業の態様

(イ) の欄の「團體等の職員」に該当する者は其の屬する團體等の名稱及職名を記入すること  
 (ロ) の欄には例へば何縣農林技手、何市町村獸醫、何學校教諭等と記入すること  
 (ハ) の欄には獸醫事關係の業務に従事する者の中(イ)及(ロ)に該当しない者のみ其の職業名例へば産馬業、乳搾業、養豚業等と記入すること

(ニ) の欄の「就業せず」とは獸醫事關係以外の業務に従事する者又は無業の者を謂ふこと

二以上の業務に従事する者は各該當欄に之を併記すること

(三) 俸給、給料等の額

隨時収入は含まぬこと

(四) 健康状態

急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は(ハ)の總動員業務不適の理由とはならないこと

總動員業務不適の理由が疾病にある場合は其の病名を、不具又は身體の障害にある場合は其の不具又は障害の箇所を記入すること

(五) 配偶者の有無

配偶者とは入籍した者に限ること

(六) 現に扶養する者の數

(二六八)

自己の扶養する者に付左の例に倣ひ記入すること

父	何歳	長男	何歳
母	何歳	弟	何歳
妻	何歳		

(七) 總動員業務従事に關する希望

(ロ) の欄には特に希望する事項又は特に希望せぬ事項があれば其の旨記入すること

(八) 其他

(イ) の欄の「就業の態様」の下には何々に於て開業等を記入すること

(ロ) の欄には醫療關係者職業能力申告令又は船員職業能力申告令の規定に依り申告の義務ある者は例へば醫師、齒科醫師、藥劑師又は船員等と記入すること

(ハ) の欄には獸醫事關係以外の職業名例へば農業、呉服商、警察官等と記入すること  
 (ニ) の欄には自動車運轉、乘馬其の他の特技を有する者は其の事實を記入すること

三 本申告を怠つた者又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避した者は國家總動員法に依り處罰されることがあるから注意すること

様式第二號

本證券ノ用紙ノ大キサハ國定規格A7判(74mm x 105mm)トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

第二十一條關係



(表面)

第 號

年 月 日交付

獸醫師職業能力申告令施行規則第四條ノ規定ニ依ル證票

官 職

氏

廳府縣印

名

(裏面)

(裏面)

國家總動員法第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ノ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

國家總動員法第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

獸醫師職業能力申告令第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

獸醫師職業能力申告令施行規則第四條 申告令第六條ノ検査ハ當該官吏被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

當該官吏第一項ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第二十一條關係

獸醫師職業能力申告等ニ關スル事務取扱手續

(昭和十四年二月四日 農林省訓令第一號)

第一條 獸醫師職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第三條第一項ノ申告ヲ總申告、同條第三項ノ申告ヲ補充申告、第四條第一項ノ申告ヲ異動申告、第五條ノ申告ヲ失格申告ト謂フ

第二條 獸醫師職業能力申告書(以下申告書ト稱ス)ハ農林大臣之ヲ地方長官ニ交付ス地方長官交付ヲ受ケタル用紙ニ不足ヲ生ズル處アリト認メタルトキハ農林大臣ニ其ノ旨申出ツベシ

第三條 地方長官ハ獸醫師ノ提出シタル各申告書ヲ檢査シ誤謬、脱漏又ハ不明ノ箇所アリト認メタルトキハ申告者ヲシテ之ヲ訂正セシメ又ハ申告者ニ聞質シテ之ヲ訂正スベシ

第四條 地方長官ハ總申告及補充申告ノ申告書ヲ編綴シテ獸醫師職業能力登録簿ト爲スベシ  
獸醫師職業能力登録簿ニ編綴シタル前項ノ申告書ヲ登録票ト謂フ登録票ニハ獸醫師職業能力登録簿ニ編綴シタル順序ニ從ヒ番號ヲ附スベシ

第五條 地方長官ハ獸醫師職業能力登録簿ノ索引簿ヲ調整シ申告者ノ氏名、獸醫師職業能力登録簿記號及登録票番號ヲ記載スベシ索引簿ハ其ノ記載事項ノ異動アル毎ニ之ヲ朱書訂正シ置クベシ

索引簿ニハ備考欄ヲ設ケ登録票ヲ登録簿ヨリ除キタル場合ニ於テ其ノ年月日及事由ヲ記載スベシ

七

第六條 地方長官ハ總申告又ハ補充申告ヲ爲シタル者ノ中就業ノ場所ト住所トガ管轄地方廳ヲ異ニスル者アルトキハ住所地方管轄スル地方長官ニ其ノ氏名及就業ノ場所ヲ通知スベシ

第七條 地方長官異動申告ノ申告書ヲ受理シタルトキハ登録票ノ記載事項中異動ヲ生ジタル事項ヲ朱書訂正シ登録票ノ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入スベシ

地方長官管轄區域内へ就業ノ場所(就業ノ場所一定セザル者又ハ就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所)ヲ異動シタル者ヨリ異動申告ノ申告書ヲ受理シタルトキハ前ノ管轄地方長官ニ登録票ノ送致ヲ請求スベシ

前項ノ請求ヲ受ケタル地方長官ハ遲滞ナク登録票ヲ送致スベシ

第八條 地方長官前項ノ登録票ノ送致ヲ受ケタルトキハ第一項及第四條ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ  
地方長官失格申告ノ申告書ヲ受理シタルトキハ登録票ノ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入スベシ

前項ノ場合ニ於テハ獸醫師職業能力登録簿ヨリ之ヲ除キ別ニ保存スベシ但シ内地ニ住所及就業ノ場所ヲ有スル者ガ住所ノミヲ内地以外ノ地域ニ移シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 地方長官獸醫師登録ノ抹消又ハ獸醫師免許ノ取消ニ因リ申告令ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル者アルコトヲ知リタルトキハ登録票ノ「異動事項記入欄」ニ其ノ旨ヲ記入シ獸醫師職業能力登録簿ヨリ之ヲ除キ別ニ保存スベシ申告令ノ適用ヲ受クル者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル

コトヲ知リタルトキ亦同ジ

住所ト就業ノ場所トガ管轄地方廳ヲ異ニスル場合ニ於テ住所地ヲ管轄スル地方長官前項ノ適用ヲ受クベキ事實アルコトヲ知リタルトキハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十二條關係

(附則)

學校技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日  
勅令第百三十三號)

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク大學、專門學校、實業學校、青年學校其ノ他之ニ  
準ズベキ各種學校(以下學校ト稱ス)又ハ文部大臣ノ所管ニ屬スル養成所(以下養成所ト稱ス)ニ  
於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 文部大臣ハ學校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ對シ技能ノ種類及養成セララルベキ者ノ  
員數ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第三條 文部大臣前條ノ命令ニ付必要アリト認ムルトキハ學校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ  
對シ學科ノ新設、學生生徒定員ノ増加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四條 第二條ノ規定ニ基キ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依ル文部大臣ニ  
養成計畫ヲ提出スベシ

文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成ヲ命ゼラレタル者ニ對シ技能者ノ養成ニ關シ國家  
總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

文部大臣必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當  
該官吏ヲシテ養成ヲ命ゼラレタル者ノ管理又ハ設立スル學校又ハ養成所ニ臨檢シ業務ノ狀況又

ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル職權ノ一部ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第六條 文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

文部大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第七條 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

(一五六)

(一五七)

### 工場事業場技能者養成令

(昭和十四年三月三十一日 勅令第百三十一號)

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主(以下事業主ト稱ス)ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場

二 年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者(以下養成工ト稱ス)ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教

### 第二十二條關係

育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セシトスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ヲ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ

前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依リ技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工業又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之

(二六八)

(二六九)

ヲ定ム

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ

關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三

十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ

其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内

ニ於テ補助金ヲ交付ス

厚生大臣ハ本令ニ依リ技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

第二十二條關係

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

(1230)

(1231)

工場事業場技能者養成令施行規則

(昭和十四年四月四日 厚生省令第三號)

第一條 工場事業場技能者養成令(以下令ト稱ス)ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告

工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場

ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルルモノニシテ國民職業能力申告第

二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數

四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルルモノニシテ令第四條第一項ノ規

定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數

五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數

六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難ナル理由

第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者



ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ノ翌年ヨリ毎年四月ニ於テ之ヲ開始スベシ但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數(以下告示員數ト稱ス)以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ一倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ當時千人以上使用スルモノ

二 實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ

毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ關員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ關員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成

(二六二)

(二六三)

ヲ開始セザルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數

三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ關員ヲ生ジタルトキハ其ノ關員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ關員ヲ補充スルトキハ關員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第一條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得

- 一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ受クル場合
- 二 前號ノ各地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認メタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

- 一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項
- 二 短縮セントスル期間
- 三 短縮セントスル理由

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

(一六四)

(一六五)

一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上

二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成時間ヲ通ジ七百二十時間以上

三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上(令

第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上)

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年

ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ

技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項

二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業

ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除

ク)タルモノノ職種別員數

三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業

ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員數

第二十二條關係

一一

- 四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員數
- 五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數
- 六 養成工ノ詮衡方法
- 七 養成工ヲ擔任スル者(以下養成指導員ト稱ス)ノ擔任事項別員數
- 八 教室、實習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ關スル設備ニ關スル事項
- 九 養成工ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時數
- 十 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ各種目ノ各年別授業時數
- 十一 養成工ノ實習種目及其ノ各種目ノ各年別實習時數
- 十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與
- 十三 一日ノ就業時數(養成時數ヲ含ム)
- 十四 休日及休憩時間
- 十五 養成ニ要スル經費ノ概算
- 十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項
  - (一) 當該施設ノ名稱及所在地
  - (二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數

(一六六)

(一六七)

- (三) 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項
  - (四) 當該施設ニ於テ養成セントスル期間
    - 十七 其ノ他養成ニ關スル事項
- 第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ
- 第十四條 令第七條第一項ノ養成計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ
- 第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ教室又ハ其ノ附屬設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子勞働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設備ヲ命ズルコトヲ得
- 第十六條 令第十一條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ
- 一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
  - 二 養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目
  - 三 許可申請ノ理由
- 第十七條 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遲滯ナク其ノ者ノ氏名、履歴及擔任事項ヲ様式第二十二條關係

第二十二條關係

一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第三號ニ依ル養成工名簿ヲ備付クベシ  
養成工名簿ハ養成工ノ養成修了後五年間之ヲ保存スベシ

第十九條 事業主ハ養成ノ狀況ヲ様式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第二十條 令第十四條ノ證票ハ様式第四號ニ依ルモノトス

第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附則

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務アル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ

前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計畫ノ認可ノ

申請ハ第十三條中ノ申請期間ニ關スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ第四條中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月

三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員數トス

第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計畫ノ認可ノ申請ニ付テハ第十三條第一項第二號及第三號中

(一六八)

(一六九)

養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各、昭和十四年三月一日現在トス  
様式第一號

養成指導員(變更)届

工場又ハ事業場ノ名稱	所在地		氏名	年月日生	履歴	擔任事項
	所	在				
	任免又ハ變更年月日	氏	名	兼任ノ別		

昭和 年 月 日

住所

事業主 氏名

(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

印

地方長官宛

第二十二條關係

備考

- 一 本屆書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm x 257mm)トスルコト
- 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト
- 三 工場又ハ事業場ノ義務ニ従事スル傍ラ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト
- 四 履歷欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ附スル履歷ノ概要ヲ記載スルコト
- 五 擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科(修身及公民科ヲ含ム)名又ハ實習種目名等ヲ記載ノコト
- 六 變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更届トシテ提出スルコト

様式第二號

養成工名簿

(表面)

職 種	氏名及 生年月日
本 籍	
年 月 日生	

(裏面)

(1931)

職 歴	學 歴	年 養 成 終 了 日	年 養 成 廢 止 日	年 養 成 開 始 日	年 履 入 日
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		賃 金			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(裏面)

備 考

第二十二條關係



計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭和 年 月 日

住所

事業主

氏名

(法人ニ在リテハ其ノ  
名稱及代表者氏名)

印

地方長官宛

備考

本届書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

様式第四號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス

(表面)

(一六七四)

(一六七五)

工場事業場技能者養成ニ關スル臨檢票

第二十二條關係

(裏面)

第 號 昭和 年 月 交付

厚生省又ハ廳府縣印

官 職 氏 名

(123)

(127)

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

工場事業場技能者養成令第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十二條關係



工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定

(昭和十四年四月四日  
厚生省告示第五十五號)

工場事業場技能者養成令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 金屬製鍊業
- 二 金屬壓延業(金屬線製造業、金屬箱製造業ヲ除ク)
- 三 鍛冶業
- 四 鑄造業
- 五 金屬熔接業
- 六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)
- 七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業
- 八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業
- 九 原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)
- 十 電動機、電氣機械器具製造業
- 十一 電氣通信機械器具製造業
- 十二 化學工業用機械裝置製造業

(一六七)

- 十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辨及コック製造業
  - 十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業
  - 十五 造船業
  - 十六 鐵道軌道車輛製造業
  - 十七 航空機製造業
  - 十八 自動車、自動自轉車製造業
  - 十九 起重機製造業
  - 二十 計器、試驗檢定及學術用器械製造業
  - 二十一 光學機械器製造業
  - 二十二 醫療器械製造業
- 第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス

第二十二條關係

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ニ

關スル件 (昭和十四年四月四日  
厚生省告示第五十六號)

第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類		比
一	金屬製鍊業	百分ノ四
二	金屬壓延業(金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ四
三	鍛冶業	百分ノ四
四	鑄造業	百分ノ四
五	金屬熔接業	百分ノ四
六	金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ六
七	採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ六

(一六八)

八	銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九	原動機製造業(氣罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ六
十	電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六
十一	電氣通信機械器具製造業	百分ノ六
十二	化學工業用機械裝置製造業	百分ノ六
十三	ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、辨及コック製造業	百分ノ六
十四	ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五	造船業	百分ノ六
十六	鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七	航空機製造業	百分ノ六
十八	自動車、自動自轉車製造業	百分ノ六

第二十二條關係

十九	起重機製造業	百分ノ六
二十	計器、試験檢定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一	光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二	醫療器械製造業	百分ノ六

(一六八二)

(一六八三)

(通八) 六一七

工場事業場技能者養成令第四條規定ノ事業主ニ雇  
傭セラルル養成工タルヘキ者ノ資格ニ關スル件

(昭和十四年四月四日  
文部省告示第二百三號)

工場事業場技能者養成令第四條規定ノ事業主ハ雇傭セラルル養成工タルヘキ者ノ資格ニ關シ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ又ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムルコト左ノ如シ

- 一、高等小學校第二學年修了者
- 二、中學校第二學年修了者
- 三、高等學校尋常科第二學年修了者
- 四、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル實業學校第二學年修了者
- 五、高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ入學資格トスル實業學校第一學年修了者
- 六、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル小學校、中學校又ハ實業學校ニ類スル各種學校第二學年修了者

第二十二條關係

二九—三二

船舶運航技能者養成令

(昭和十四年十一月二十一日)  
勅令第七百八十號

二六八三三

第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク船舶ノ運航ニ從事スベキ技能者ノ養成ハ學校技能者養成令ニ依ルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 遞信大臣ハ船舶運航技能者養成施設ノ管理者又ハ船舶所有者若ハ船舶運航業者ニ對シ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

遞信大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ養成ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者ハ命令ノ定ムル資格ヲ具フル者ナルコトヲ要ス

養成期間及養成方法ハ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ履歴ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ養成計畫ヲ定メ遞信局長ノ認可ヲ受クベシ其ノ計畫ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

遞信局長必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル船舶所有者又ハ船舶運航業者ハ養成セラルベキ者ヲシテ授業料其ノ他養成ノ爲必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 遞信局長ハ船舶運航技能者養成施設ノ管理者ニ對シ左ニ掲グル事項ニ關シ必要ナル變更

(追八) 六二八

(一六八四)

(追一) 五三三

ヲ命ズルコトヲ得

一 講習ノ科目及時間

二 養成スベキ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數

三 養成セラルベキ者ノ資格

四 養成期間

五 其ノ他養成ニ關シ必要ナル事項

第七條 遞信局長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ船舶運航技能者養成施設ノ管理者又ハ船舶所有者若ハ船舶運航業者ヨリ技能者ノ養成ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第八條 遞信局長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ船舶運航技能者養成施設ニ又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル船舶所有者若ハ船舶運航業者ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢セシメ技能者ノ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第九條 遞信大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

遞信大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償

第二十二條關係

三三三

ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十條 本令ハ農林大臣ヨリ漁船運航技能者養成ノ爲補助金其ノ他ノ交付金ヲ受クル公共團體其ノ他ノ營利ヲ目的トセザル法人ニ對シ専ラ漁船ニ乗組ムベキ船舶運航技能者ノ養成ヲ命ズルコトニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十一條 遞信大臣ガ漁業者タル漁船所有者ニ對シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合及前條ノ公共團體其ノ他ノ法人ニ對シ前條ニ掲グル以外ノ船舶運航技能者ノ養成又ハ養成施設ニ關シ第二條ノ命令ヲ爲サントスル場合ニハ豫メ農林大臣ニ議スベシ

第十二條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ遞信局長トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局長、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(通一) 五四

(二六六)

(二六七)

(通一) 五五

船舶運航技能者養成令施行規則

(昭和十四年十一月二十一日) 遞信省令第五十五號

第一條 船舶運航技能者養成令(以下養成令ト稱ス)第一條ニ於テ船舶ノ運航ニ從事スベキ技能者トハ船舶ニ乗組ミ船舶ノ運航、機關ノ運轉又ハ無線電信若ハ無線電話ノ通信ニ從事スル者ヲ謂フ

第二條 養成令第三條第一項ニ規定スル資格ヲ具フル者ハ養成終了ノ際ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有シ其ノ體格ガ船員トシテノ職務ニ適スト認メラルル者トス

一 技能ノ種類ガ海技免狀ノ受有ヲ必要トスル場合ハ船舶職員試験規程ニ依リ試験ヲ受クルニ必要ナル資格

二 技能ノ種類ガ無線通信士資格檢定合格證書ノ受有ヲ必要トスル場合ハ無線通信士資格檢定規則ニ依リ檢定ヲ受クルニ必要ナル資格

三 前二號ニ掲グル以外ノ場合ハ船員法第四條ノ規定ニ基キ船員トシテ又ハ石炭夫若ハ火夫トシテ使用スルコトヲ得ル年齢

第三條 養成令第三條第二項ニ規定スル養成期間ハ別表ニ依ル

第四條 船舶運航技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ遞信大臣ヨリ他ノ船舶運航技能者養成施設ニ委託シテ養成ヲ爲スベキコトヲ命ゼラレタル場合ヲ除ク、外自己ノ養成施設ニ於テ養成ヲ爲ス

第二十二條關係

三五

ベシ但シ船舶所有者又ハ船舶運航業者ハ遞信大臣ノ指定スル船舶運航技能者養成施設ニ委託シテ養成ヲ爲スコトヲ得

第五條 船舶所有者又ハ船舶運航業者養成令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成計畫ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ養成ニ關スル事務ヲ行フ事務所ノ所在地ヲ管轄スル遞信局長ニ提出スベシ

- 一 養成施設ノ名稱及位置
- 二 教室、實習設備、教授用備品其ノ他養成ニ關スル設備ノ概要
- 三 養成スベキ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員數
- 四 養成セラルベキ者ノ資格及銓衡方法
- 五 養成期間及養成開始ノ豫定年月日
- 六 講習ノ科目及時間
- 七 講師ノ氏名及履歴
- 八 養成ニ關スル規則
- 九 養成ニ關シ養成セラルベキ者ト爲ス契約ノ内容
- 十 養成ニ要スル經費ノ概算
- 十一 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

(通一) 五六

(二六八)

(二六九)

(通一) 五七

前項第二號及第六號乃至第八號ニ掲グル事項ハ前條ノ規定ニ依リ委託養成ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第六條 船舶運航技能者養成施設ノ管理者養成令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成計畫ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ養成施設ノ所在地ヲ管轄スル遞信局長ニ提出スベシ

- 一 前條第一項第一號乃至第八號ニ掲グル事項
- 二 養成ニ關スル收支概算(内譯ニ養成令第二條ノ規定ニ依ル養成ニ關スル收支概算ト其ノ他ノモノトノ區別ヲ明カナラシムルコト)
- 三 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第七條 船舶運航技能者養成施設ノ管理者又ハ船舶所有者若ハ船舶運航業者養成令第四條第一項ニ規定スル養成計畫變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シタル申請書ヲ所轄遞信局長ニ提出スベシ

第八條 船舶所有者又ハ船舶運航業者養成令第五條但書ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ養成ニ關スル事務ヲ行フ事務所ノ所在地ヲ管轄スル遞信局長ニ提出スベシ

- 一 養成施設ノ名稱及位置

第二十二條關係

- 二 負擔セシメントスル費用ノ種目
  - 三 費用ヲ負擔セシメントスル事由
  - 四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第九條 船舶運航技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者養成ヲ終了シタルトキハ其ノ都度養成令第七條ノ規定ニ基キ養成ニ關スル概況ヲ遲滞ナク所轄遞信局長ニ報告スベシ
- 第十條 養成令第八條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

技能ノ種類	養成期間
甲種船長、汽船甲種船長、漁船甲種船長、汽船甲種一等運轉士、汽船甲種二等運轉士、汽船甲種三等運轉士、汽船甲種四等運轉士、汽船甲種五等運轉士、汽船甲種六等運轉士、汽船甲種七等運轉士、汽船甲種八等運轉士、汽船甲種九等運轉士、汽船甲種十等運轉士、汽船甲種十一等運轉士、汽船甲種十二等運轉士、汽船甲種十三等運轉士、汽船甲種十四等運轉士、汽船甲種十五等運轉士、汽船甲種十六等運轉士、汽船甲種十七等運轉士、汽船甲種十八等運轉士、汽船甲種十九等運轉士、汽船甲種二十等運轉士、汽船甲種二十一等運轉士、汽船甲種二十二等運轉士、汽船甲種二十三等運轉士、汽船甲種二十四等運轉士、汽船甲種二十五等運轉士、汽船甲種二十六等運轉士、汽船甲種二十七等運轉士、汽船甲種二十八等運轉士、汽船甲種二十九等運轉士、汽船甲種三十等運轉士、汽船甲種三十一等運轉士、汽船甲種三十二等運轉士、汽船甲種三十三等運轉士、汽船甲種三十四等運轉士、汽船甲種三十五等運轉士、汽船甲種三十六等運轉士、汽船甲種三十七等運轉士、汽船甲種三十八等運轉士、汽船甲種三十九等運轉士、汽船甲種四十等運轉士、汽船甲種四十一等運轉士、汽船甲種四十二等運轉士、汽船甲種四十三等運轉士、汽船甲種四十四等運轉士、汽船甲種四十五等運轉士、汽船甲種四十六等運轉士、汽船甲種四十七等運轉士、汽船甲種四十八等運轉士、汽船甲種四十九等運轉士、汽船甲種五十等運轉士、汽船甲種五十一等運轉士、汽船甲種五十二等運轉士、汽船甲種五十三等運轉士、汽船甲種五十四等運轉士、汽船甲種五十五等運轉士、汽船甲種五十六等運轉士、汽船甲種五十七等運轉士、汽船甲種五十八等運轉士、汽船甲種五十九等運轉士、汽船甲種六十等運轉士、汽船甲種六十一等運轉士、汽船甲種六十二等運轉士、汽船甲種六十三等運轉士、汽船甲種六十四等運轉士、汽船甲種六十五等運轉士、汽船甲種六十六等運轉士、汽船甲種六十七等運轉士、汽船甲種六十八等運轉士、汽船甲種六十九等運轉士、汽船甲種七十等運轉士、汽船甲種七十一等運轉士、汽船甲種七十二等運轉士、汽船甲種七十三等運轉士、汽船甲種七十四等運轉士、汽船甲種七十五等運轉士、汽船甲種七十六等運轉士、汽船甲種七十七等運轉士、汽船甲種七十八等運轉士、汽船甲種七十九等運轉士、汽船甲種八十等運轉士、汽船甲種八十一等運轉士、汽船甲種八十二等運轉士、汽船甲種八十三等運轉士、汽船甲種八十四等運轉士、汽船甲種八十五等運轉士、汽船甲種八十六等運轉士、汽船甲種八十七等運轉士、汽船甲種八十八等運轉士、汽船甲種八十九等運轉士、汽船甲種九十等運轉士、汽船甲種九十一等運轉士、汽船甲種九十二等運轉士、汽船甲種九十三等運轉士、汽船甲種九十四等運轉士、汽船甲種九十五等運轉士、汽船甲種九十六等運轉士、汽船甲種九十七等運轉士、汽船甲種九十八等運轉士、汽船甲種九十九等運轉士、汽船甲種一百等運轉士	一年以上

(五八)

(一六九)

(五九)

乙種船長	八月以上
乙種一等運轉士又ハ漁船乙種一等運轉士	四月以上
乙種二等運轉士又ハ丙種運轉士	六月以上
沿岸乙種二等運轉士、湖川港乙種二等運轉士又ハ沿岸丙種運轉士	一月以上
小形船乙種二等運轉士又ハ小形船丙種運轉士	三週間以上

第二十二條關係

三九

機關長、發動機船機關長、一等機關士、 發動機船一等機關士、二等機關士又ハ 發動機船二等機關士	汽船三等機關士免狀（發動機船三等 汽船三等機關士免狀）以上ノ海技免狀ヲ 受シ公稱馬力百馬力以上ノ航洋 汽船（航洋發動機船）ニ六月以上航洋 組ミ機關長又ハ機關士ノ職ヲ執リ タル者	右ニ該當セザル者	六月以上
近海汽船二等機關士又ハ近海發動機船 二等機關士	汽船三等機關士免狀（發動機船三等 汽船三等機關士免狀）以上ノ海技免狀ヲ 受シ公稱馬力百馬力以上ノ航洋 汽船（航洋發動機船）ニ六月以上航洋 組ミ機關長又ハ機關士ノ職ヲ執リ タル者	右ニ該當セザル者	六月以上
三等機關士、汽船三等機關士又ハ發動 機船三等機關士	湖川港汽船三等機關士免狀（沿岸 發動機船三等機關士免狀）ヲ受有 シ公稱馬力五十馬力以上ノ汽船 （發動機船）ニ三月以上乗組ミ機關 長ノ職ヲ執リタル者	右ニ該當セザル者	二月以上
湖川港汽船三等機關士又ハ沿岸發動機 船三等機關士	湖川港汽船三等機關士免狀（沿岸 發動機船三等機關士免狀）ヲ受有 シ公稱馬力五十馬力以上ノ汽船 （發動機船）ニ三月以上乗組ミ機關 長ノ職ヲ執リタル者	右ニ該當セザル者	二月以上
小形發動機船三等機關士	湖川港汽船三等機關士免狀（沿岸 發動機船三等機關士免狀）ヲ受有 シ公稱馬力五十馬力以上ノ汽船 （發動機船）ニ三月以上乗組ミ機關 長ノ職ヲ執リタル者	右ニ該當セザル者	二月以上
第一級無線通信士	無線通信士資格檢定規則第三條ニ 依リ第一級ノ詮衡檢定申請資格ヲ 有スル者	中學校卒業程度ノ學力ヲ有スル者	六月以上 二年以上

(二六三)

(道一) 六〇

(二六三)

(道二) 六一

第二級無線通信士	無線通信士資格檢定規則第三條ニ 依リ第二級ノ詮衡檢定申請資格ヲ 有スル者	中學校四年修業程度ノ學力ヲ有ス ル者	六月以上 一年以上
第三級無線通信士	無線通信士資格檢定規則第三條ニ 依リ第三級ノ詮衡檢定申請資格ヲ 有スル者又ハ聽取員級資格ヲ有ス ル者	高等小學校卒業程度ノ學力ヲ有ス ル者	四月以上 七月以上
電話級無線通信士	高等小學校卒業程度ノ學力ヲ有ス ル者	高等小學校卒業程度ノ學力ヲ有ス ル者	一月以上
聽守員級無線通信士	高等小學校卒業程度ノ學力ヲ有ス ル者	高等小學校卒業程度ノ學力ヲ有ス ル者	四月以上
其ノ他ノモノ	三月ノ範圍内ニ於テ遞信大臣ノ定ムル所ニ依ル		

第二十二條關係



(別記様式) (縦八・五厘)  
(横六厘)

第 號

官 氏 名

船舶運航  
技能者養成ニ關スル臨檢證票

遞信省印

遞 信 省

(表)

(通一) 六二

(一六九五)

(一六九六)

(通一) 六三

(裏)

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ  
他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

船舶運航技能者養成令第八條 遞信局長ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該  
官吏ヲシテ船舶運航技能者養成施設ニ又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成  
ヲ命ゼラレタル船舶所有者若ハ船舶運航業者ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢セシメ技  
能者ノ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此  
ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ  
忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條關係

第二十四條關係

### 總動員業務事業主計畫令

(昭和十四年七月二十六日  
勅令第四百九十三號)

- 第一條 國家總動員法第二十四條ノ規定ニ基キ總動員業務タル事業ノ事業主(以下事業主ト稱ス)ヲシテ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ實施セシムベキ總動員業務タル事業ニ關スル計畫(以下計畫ト稱ス)ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 主務大臣事業主ヲシテ計畫ヲ設定セシメントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ
- 第三條 主務大臣計畫ヲ設定セシメントスルトキハ當該事業主ニ對シ其ノ範圍、程度其ノ他必要ナル事項ヲ通知スベシ
- 第四條 事業主計畫設定ノ命令ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル時期迄ニ之ヲ設定シ其ノ承認ヲ受クベシ
- 第五條 主務大臣ハ事業主ニ對シ其ノ設定シタル計畫ノ補正ヲ命ズルコトヲ得
- 前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第六條 主務大臣事業主ヲシテ其ノ設定シタル計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシメントスルトキハ其ノ要目ヲ事業主ニ通知スベシ
- 事業主演練ヲ終リタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ

之ニ其ノ演練ニ關スル報告ヲ爲スベシ

第七條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ計畫ノ設定若ハ演練ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ計畫ノ設定若ハ演練ノ命令ニ係ル工場、事業場若ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第八條 主務大臣ハ本令ニ規定スル職權ノ一部ヲ其ノ所轄スル官衙ノ長又ハ地方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第九條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル事項ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年<sup>四月一日</sup>法律第五十五號國家總動員法抄錄

(一六九八)

(一六九九)

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條關係

### 總動員試驗研究令

(昭和十四年八月三十日  
勅令第六百二十三號)

- 第一條 國家總動員法第二十五條ノ規定ニ依リ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者(以下事業主ト稱ス)又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ總動員物資ニ關スル事項其ノ他國家總動員上必要ナル事項ノ試驗研究ヲ命ズルハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 主務大臣ハ事業主又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ノ項目、方法、規模其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得
- 第三條 主務大臣試驗研究ヲ命ゼントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ
- 第四條 試驗研究ヲ命ゼラレタル者ハ試驗研究ノ實施計畫ノ概要ヲ主務大臣ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 主務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ實施計畫ノ概要ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第五條 試驗研究ヲ命ゼラレタル者其ノ試驗研究ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ試驗研究成績ヲ主務大臣ニ報告スベシ
- 命ゼラレタル試驗研究ニ關シ爲サレタル發明又ハ考案ニ付特許出願又ハ實用新案ノ登録出願ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ
- 第六條 主務大臣試驗研究成績ノ報告ヲ受ケタルトキハ内閣總理大臣ニ報告スベシ

第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ試験研究ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ試験研究ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ當該試験研究ヲ爲シ又ハ爲スベキ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ試験研究其ノ他業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第八條 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ハ本令ニ依リ試験研究ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

主務大臣ハ本令ニ依リ試験研究ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ試験研究ノ終了後命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第九條 軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル試験研究ニ關スル場合ヲ除クノ外第二條、第四條、第五條、第七條及前條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定メ前條中命令トアルハ閣令トス

第十條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル試験研究ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

(17011)

(17011)

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

前條中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附則

本令ハ昭和十四年九月五日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年<sup>四月一日公布</sup>法律第五十五號國家總動員法抄錄

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

### 總動員試驗研究令施行規則

(昭和十四年九月五日)  
閣令第十一號

四

第一條 總動員試驗研究令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル試驗研究ノ命令ハ當該試驗研究ノ項目、方法、規模、主タル擔當者其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル試驗研究命令書ヲ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者(以下事業主ト稱ス)又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ交付シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ試驗研究命令書ノ寫ヲ主タル擔當者ニ交付スルコトヲ得

第二條 令第二條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ試驗研究ヲ爲ス者ハ試驗研究日誌、試驗研究用設備臺帳及試驗研究費收支簿ヲ備ヘ試驗研究日誌ニハ試驗研究ノ經過ヲ、試驗研究用設備臺帳ニハ試驗研究用設備ノ内容ヲ、試驗研究費收支簿ニハ試驗研究ニ關スル收支ヲ詳細ニ記載スベシ  
試驗研究費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備置クベシ

第三條 令第四條ノ實施計畫ノ概要ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ令第二條ノ規定ニ依ル命令アリタル後一月以内ニ之ヲ提出スベシ

- 一 試驗研究ノ擔當者
- 二 試驗研究ノ方法
- 三 試驗研究ノ目標

(170B)

(170H)

四 試驗研究ノ規模  
五 試驗研究用設備  
六 試驗研究ノ期間  
七 試驗研究費豫算  
八 試驗研究ノ場所

第四條 特許出願又ハ實用新案ノ登録出願ヲ爲シタル者令第五條第二項ノ規定ニ依リ提出スベキ報告ニハ出願者名、出願年月日、特許又ハ實用新案登録ノ請求ノ範圍其ノ他必要ナル事項ヲ記載スベシ

第五條 令第七條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第六條 令第八條第一項ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ令第二條ノ規定ニ依ル命令アリタル日ヨリ一月以内ニ主務大臣ニ申請書ヲ提出スベシ

試驗研究ノ期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ補助金ノ申請書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一回ノ申請書ハ令第二條ノ規定ニ依ル命令アリタル日ヨリ一月以内ニ第二回以降ノ申請書ハ當該期間開始一月前ニ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ  
前項ノ申請書ニハ事業主又ハ試驗研究機關ノ事業、財産及收支ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第二十五條關係

五



前項ノ書類ノ外主務大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ第一項及第二項ノ一月ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者試験研究ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク其ノ試験研究ニ關スル  
收支計算書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ分割シテ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ定  
ムル時期ニ之ヲ提出スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ主務大臣ハ補助金交付ノ指定ヲ取消シ、補助金ノ

額ヲ減少シ又ハ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 令若ハ本令又ハ之ニ基キ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

二 不正又ハ怠慢ノ所爲アリタルトキ

三 試験研究遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ

四 試験研究費ノ決算額ガ豫算額ト著シク相違スルトキ

第九條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ試験研究ノ終了後六月以内ニ損失補償額算出明細書ヲ

添附シタル請求書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ添附書類ノ外主務大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 事業主又ハ試験研究機關ノ事業、財産、收支ノ狀況等ニ依リ主務大臣試験研究ノ終了前  
ニ於テ補償ヲ爲スベキ特別ノ必要アリト認ムル損失ニ付テハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ生

(140x)

(170x)

ジタル後直ニ之ガ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B7ト  
シ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

(表 面)

總動員試験研究令第七條ノ規定ニ依ル證票

第二十五條關係

第 號 昭和 年月 日交付

官 職 氏 名

主務省印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ第四十二條ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基テ當該官吏ノ職務ヲ行フニ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ職務ヲ行フニ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ノ職務ヲ行フニ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

總動員試驗研究令施行規則第五條 令第七條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

(一七〇八)

(一七〇九)

(追三)

五七

### 陸海軍總動員試驗研究令施行規則

昭和十五年四月八日 陸海軍省令第一號

第一條 總動員試驗研究令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル試驗研究ノ命令ハ當該試驗研究ノ項目、方法、主タル擔當者、軍事上ノ祕密保護ノ必要アルモノニ付テハ其ノ旨及祕匿ノ爲必要ナル措置並ニ其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル試驗研究命令書ヲ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者(以下事業主ト稱ス)又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ交付シテ之ヲ爲スモノトス

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ試驗研究命令書ノ寫ヲ主タル擔當者ニ交付スルコトアルベシ

第二條 令第二條ノ規定ニ依ル命令ニ依リ試驗研究ヲ爲ス者ハ試驗研究日誌、試驗研究用設備臺帳及試驗研究費收支簿ヲ備ヘ試驗研究日誌ニハ試驗研究ノ經過ヲ、試驗研究用設備臺帳ニハ試驗研究用設備ノ内容ヲ、試驗研究費收支簿ニハ試驗研究ニ關スル收支ヲ詳細ニ記載スベシ

試驗研究費收支簿ニ記載シタル收支ニ付テハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ備置クベシ

第三條 令第四條ノ實施計畫ノ概要ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ令第二條ノ規定ニ依ル命令アリタル後一月以内ニ之ヲ提出スベシ

一 試驗研究ノ擔當者

第二十五條關係

- 二 試験研究ノ方法
- 三 試験研究ノ目標
- 四 試験研究ノ規模
- 五 試験研究用設備
- 六 試験研究ノ期間
- 七 試験研究費豫算
- 八 試験研究ノ場所
- 九 軍事上ノ秘密保護ノ必要アルモノニ付テハ之ガ秘匿ノ要領
- 十 其ノ他必要ト認ムル事項

第四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ命ジタル試験研究ニ關シ爲サレタル發明又ハ考案ニ付特許出願又ハ實用新案ノ登録出願ヲ爲シタル者ハ令第五條第二項ノ規定ニ依リ出願後三日以内ニ其ノ願書及添付書類ノ寫ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

前項ノ出願ニ付願書番號ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ報告スベシ

第五條 令第七條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第六條 令第八條第一項ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ令第二條ノ規定ニ依ル命

(1910)

(通三) 五八

(1911)

(通三) 五九

令アリタル日ヨリ一月以内ニ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ申請書ヲ提出スベシ

試験研究ノ期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ補助金ノ申請書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一回ノ申請書ハ令第二條ノ規定ニ依ル命令アリタル日ヨリ一月以内ニ、第二回以降ノ申請書ハ當該期間開始一月以前ニ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ事業主又ハ試験研究機關ノ事業、財産及收支ノ概要ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

前項ノ書類ノ外陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

陸軍大臣又ハ海軍大臣必要アリト認ムルトキハ第一項及第二項ノ一月ノ期間ヲ延長スルコトアルベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者試験研究ヲ終了シタルトキハ遲滞ナク其ノ試験研究ニ關スル收支計算書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ但シ分割シテ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル時期ニ之ヲ提出スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ、補助金ノ額ヲ減少シ又ハ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 令若ハ本令又ハ之ニ基キ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

第二十五條關係

二 不正又ハ怠慢ノ所爲アリタルトキ

三 試験研究遂行ノ見込ナキニ至リタルトキ

四 試験研究費ノ決算額ガ豫算額ト著シク相違スルトキ

第九條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ試験研究ノ終了後六月以内ニ損失補償額算出明細書ヲ

添附シタル請求書ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ提出スベシ

前項ノ添附書類ノ外陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 事業主又ハ試験研究機關ノ事業、財産、收支ノ状況等ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣試験研究ノ終了前ニ於テ補償ヲ爲スベキ特別ノ必要アリト認ムル損失ニ付テハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ生ジタル後直ニ之ガ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

(表面)

(通三)

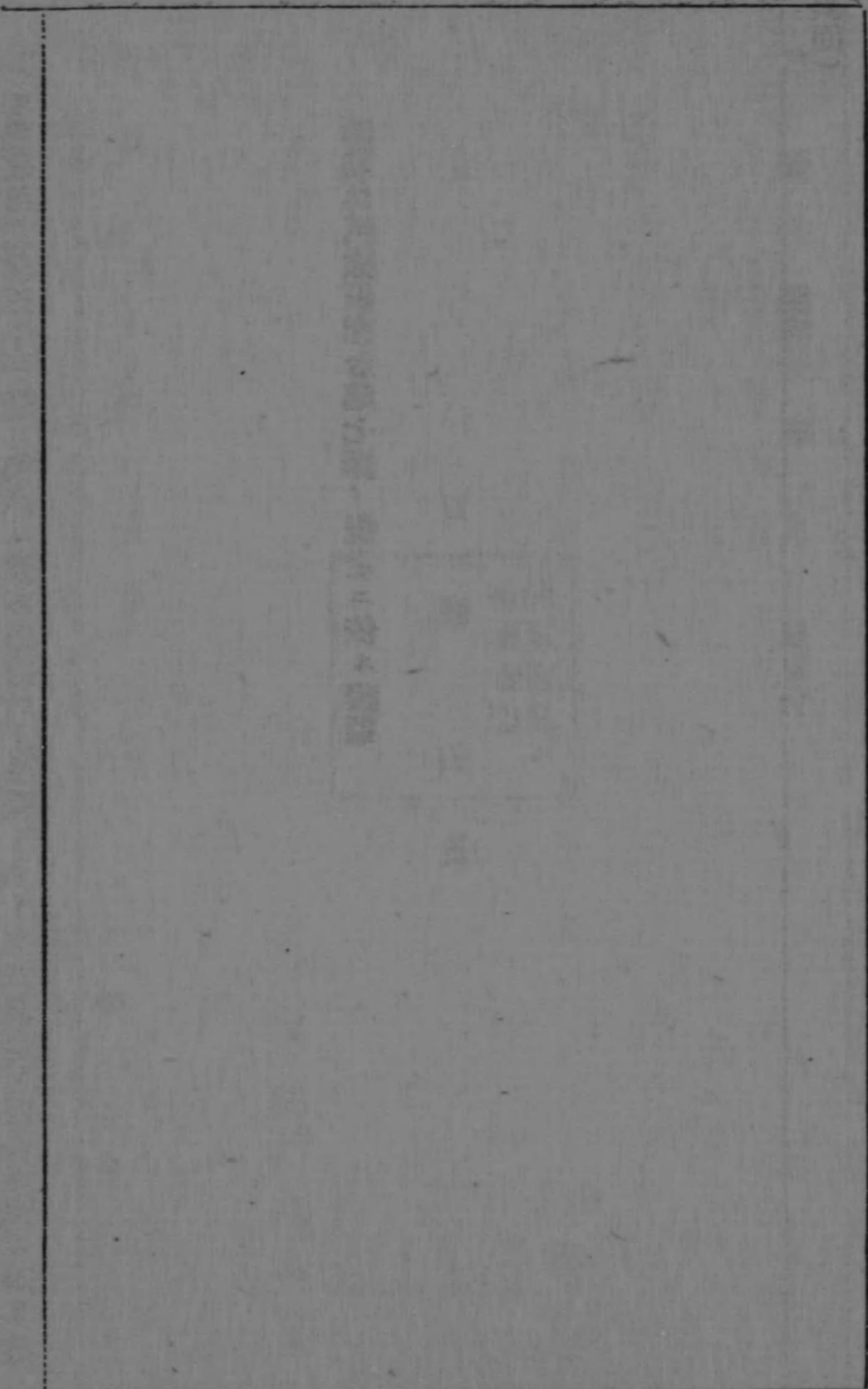
六〇

(一七三)

(通三)

六一

(一七四)



第二十五條關係

一三三

總動員試驗研究令第七條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

(通三)

六二

(一七二四)

(一七二五)

(通三)

六三

第 號 昭和 年 月 日交付

官

陸軍省又ハ
海軍省印
職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報

第二十五條關係

一五

告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

總動員試験研究令第七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ試験研究ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ試験研究ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ當該試験研究ヲ爲シ又ハ爲スベキ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ試験研究其ノ他業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

陸海軍總動員試験研究令施行規則第五條 令第七條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第二十九條關係

總動員補償委員會規程

(昭和十三年七月二日  
勅令第四百七十四號)

- 第一條 總動員補償委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ國家總動員法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 總動員補償委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第四條 委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 總務員補償委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ臨時命ヲ承ケ補償金ノ算定ニ關スル事項ノ調査ニ従事ス
- 第七條 總動員補償委員會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第八條 總動員補償委員會ハ必要ト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ又ハ當事者其ノ他適當ト認ムル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得



第九條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外總動員補償委員會ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
軍需評議會規程ハ之ヲ廢止ス

第四十四條關係

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

(昭和十六年三月十七日) 內閣告示第二二號

件名	指定年月日
昭和十四年度物資動員計畫中ノ軍需額	昭和十五年三月一日
昭和十四年度輸入額中ノ軍需額	昭和十五年三月一日
昭和十五年物資動員計畫中ノ軍需額	昭和十五年七月八日
昭和十五年物資動員計畫中ノ軍需額	昭和十五年七月十八日
昭和十五年物資動員實施計畫中ノ軍需額	昭和十五年十二月十七日
昭和十五年物資動員實施計畫中ノ軍需額	昭和十六年一月二十日

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル海軍省指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

(昭和十六年四月十五日海軍省告示第十二號)

件

名

指定年月日

昭和十五年度海軍物資需要額

昭和十五年三月十三日

昭和十五年度海軍重要物資需要額

昭和十五年六月三日

(追六) 一一〇

(一七〇)

(追八) 六二九

(一七一)

國家總動員法第四十四條ノ規定ニ依ル企畫院指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密左ノ如シ

(昭和十六年九月十三日內閣告示第十三號)

件

名

指定年月日

昭和十六年度物資動員計畫及第二・四半期物資動員實施計畫ニ對スル配當計畫中ノ軍需額

昭和十六年八月二十八日